

電子帳簿保存法一問一答

【電子計算機を使用して作成する帳簿書類及び電子取引関係】

目 次

I 通則

【制度の概要等】

問1	電子帳簿保存法はどのような内容となっていますか。	8
問2	電磁的記録とは、どのようなものをいいますか。	13
問3	市販の会計ソフトを使って経理処理や申告書の作成などを行っている場合には、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等は認められますか。	13

II 適用要件

【基本的事項】

問4	電磁的記録等による保存等が認められない国税関係帳簿書類には、どのようなものがあるのでしょうか。	14
問5	売上傳票などの伝票類について、電子帳簿保存法の適用はどのようになりますか。	14
問6	国税関係書類について、課税期間の中途から電磁的記録等による保存を行うことはできますか。	14
問7	国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。	14
問8	「その業務の処理に係る通常の期間」については、規則第3条第1項第1号ロ及び同条第5項第1号ロにそれぞれ規定されていますが、その期間については同様に解してよいのでしょうか。	15
問9	ディスプレイやプリンタ等について、性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。	16
問10	電磁的記録の書面への出力に当たっては、画面印刷(いわゆるハードコピー)による方法も認められますか。	16
問11	電磁的記録を外部記憶媒体へ保存する場合の要件はどういうものがありますか。	16
問12	電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。	17
問13	保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。	17
問14	検索結果後の抽出されたデータを、ディスプレイの画面及び書面に速やかに出力することができれば、検索には多少の時間を要しても構いませんか。	17
問15	バックアップデータの保存は要件となっていますか。	19
問16	いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能に操作説明書と同	

- 等の内容が組み込まれている場合、操作説明書が備え付けられているものと
考えてもよいでしょうか。…………… 19
- 問 17 会計システムのサブシステムにあるマスターデータについて、課税期間終
了時点のもののみを保存することとしてもよいのでしょうか。…………… 19
- 問 18 当社は各種の業務システム（販売等の個別取引データを保存）と会計シス
テム（業務システムの集計データを保存）を連携させています。「仕訳帳」及
び「総勘定元帳」を電子帳簿として申請した場合、会計システムのデータの
み保存しておけばよいでしょうか。…………… 19
- 問 19 クラウドサービスの利用や、サーバを海外に置くことは認められますか。…………… 20

【電子計算機を使用して作成する帳簿関係】

- 問 20 国税関係帳簿の電子計算機処理に当たり、記帳代行業者等に委託している
場合でも認められますか。また、記帳代行業者等への委託に際して、課税期
間中に記帳せず、当該期間終了後にまとめて記帳することを委託し、そこで
作成された電磁的記録を保存することや、保存場所を記帳代行業者の所在地
にすることは認められますか。…………… 21
- 問 21 訂正削除の履歴の確保の方法として、貸借の勘定科目は同一で、金額をマ
イナスで入力する訂正の方法は認められますか。…………… 21
- 問 22 電磁的記録の記録事項を訂正し又は削除することができるシステムを使用
している場合は、訂正削除の履歴の全てについて残すことができる必要があ
りますか。…………… 22
- 問 23 入力日付をデータとしては持たない場合であっても、月次決算を行い、そ
の月次単位でデータを保存することにより追加入力の事実が確認できる場合
には、規則第3条第1項第1号口の要件を満たすこととなりますか。…………… 22
- 問 24 規則第3条第1項第1号口の「その業務の処理に係る通常の期間」とは、
具体的にどの程度の期間をいいますか。…………… 22
- 問 25 帳簿間の記録事項の関連性を確認することができるようにしておくことと
されていますが、具体的には、どのような方法をとれば要件を満たすことと
なりますか。…………… 23
- 問 26 規則第3条第1項第5号ハの「二以上の任意の記録項目を組み合わせる条件を
設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」と
いった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それ
により探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検
索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。…………… 27
- 問 27 電磁的記録の検索機能における主要な記録項目において、総勘定元帳の
「記載年月日」とは、いつ時点のことをいうのでしょうか。…………… 27

【電子計算機を使用して作成する書類関係】

- 問 28 国税関係書類を電磁的記録により保存する場合、具体的にどの時点における電磁的記録を保存する必要がありますか。…………… 28
- 問 29 国税関係書類を電磁的記録により保存する場合、その電磁的記録を出力した請求書等に手書により新たな情報を付加した上で相手方に交付した場合のその写しは、必ず書面により保存しなければなりませんか。…………… 28

【COM】

- 問 30 例えば、電磁的記録の保存開始から3年を経過した国税関係帳簿をCOMにより保存をしようとする場合、具体的にどの範囲のものが承認時に直ちにCOMにより保存することが可能となりますか。…………… 29
- 問 31 COMにより国税関係帳簿書類の保存を行う場合、3年間の電磁的記録の並行保存に代えて、出力した書面を保存する方法は認められますか。…………… 30
- 問 32 取扱通達5-2では、COMの記録事項の検索をすることができる機能として、検索により探し出された記録事項を含むCOMのコマの内容が自動的に出力されることが必要であるとされていますが、この場合の「自動的に出力される」方法は、具体的にどのような方法であればよいのでしょうか。…………… 30
- 問 33 所得税及び法人税に係る一定の書類について、4年目から撮影タイプのマイクロフィルムによる保存は、具体的にどのような書類が対象となりますか。また、その場合の検索機能は、どの程度の機能が必要となりますか。…………… 31

Ⅲ 申請手続等

【提出時期】

- 問 34 個人が年の中途に不動産所得を生ずべき業務を開始するため、新たな帳簿を備え付けることとなる場合に、当該帳簿について、その年から電磁的記録等による保存等を行うことができますか。また、できるとした場合に、申請書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。…………… 32
- 問 35 領収書の写しは7月1日から、請求書の写しは8月1日から、電磁的記録等による保存を行おうとする場合、申請手続及び承認年月日はどうなりますか。…………… 32
- 問 36 郵送により提出された承認申請書の提出日については、国税通則法第22条の規定に基づき、郵便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとして取り扱われるのでしょうか。…………… 33

【申請者】

- 問 37 保存義務者が国税関係帳簿に係る国税の納税者である場合及び納税者でない場合の、この法律における納税地等は具体的にどのように判定することになりますか。…………… 34

【申請方法】

- 問 38 電磁的記録等による保存等の承認を受けようとする場合には、申請書の提出期限までに財務省令に定める要件を全て満たしていなければなりませんか。…………… 37
- 問 39 複数の税目に係る国税関係帳簿を同時に申請する場合には、税目ごとに申請することとなりますか。
また、添付書類の提出部数はどうなりますか。…………… 37
- 問 40 事業部又は支店ごとに国税関係帳簿を作成している場合には、その一部の事業部又は支店で作成する国税関係帳簿についてのみ承認を受けることもできることとされていますが、支店を増設したときにおいて、承認を受けている帳簿に係る電子計算機処理システムを、増設した支店に拡大したような場合には、その支店について改めて承認を受ける必要がありますか。…………… 37
- 問 41 法人税に係る国税関係帳簿書類を本店のほか各事業所ごとに作成、保存している場合、各事業所の長が各事業所の所在地の所轄税務署長に対して法第4条第2項等の承認申請を行うことができるのでしょうか。…………… 38
- 問 42 法第6条第6項の規定により複数の申請書を一の税務署長に提出する場合に、添付書類は申請書の部数と同部数だけ提出しなければなりませんか。…………… 38
- 問 43 金融機関や酒類製造者が、電子計算機処理を行っている自社の計算センターで各支店又は各製造場に係る申請書を一括して作成した場合、法第6条第6項の規定により、その申請書を当該計算センターの所在地の所轄税務署長を経由して提出することはできますか。…………… 40
- 問 44 法人の本店は、登記簿上はA市(代表者の自宅)にあるが実体はB市にある場合に、法人税に係る国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の申請書をB市を所轄する税務署長を経由して提出することはできますか。…………… 40
- 問 45 グループ法人である4社が、いずれも親会社が開発した電子計算機処理システムにより国税関係帳簿を作成している場合、これらの4社の申請書を親会社の申請書の提出と同時に親会社の納税地の所轄税務署長を経由して提出することができますか。…………… 41
- 問 46 連結子法人3社が、いずれも連結親法人が開発したシステムにより国税関係帳簿書類の作成を行おうとする場合、これらの3社の申請書を連結親法人の申請と同時に連結親法人の納税地の所轄税務署長を経由して提出することができるのでしょうか。…………… 41
- 問 47 仕訳帳及び総勘定元帳のほか現金出納帳などの補助記入帳、売掛金元帳などの補助元帳を作成している場合や、本店のほか事業部若しくは支店ごとにこれらの帳簿を作成している場合で、これらの帳簿の一部について承認を受けようとするときには、申請書の「帳簿書類の種類」はどのように記載するのでしょうか。…………… 41

問 48	申請書に添付する「申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類」は、具体的にどの程度の内容を記載したものが必要となりますか。	41
問 49	自社で使用する帳簿ソフト等について、電子帳簿保存法の要件を満たしているか分からないのですが、どのようにしたらよいですか。	42
問 50	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会により認証されたソフトウェアとはどのようなものでしょうか。	42
問 51	承認申請書（市販のソフトウェアのうち J I I M A の認証を受けているもの）についてはどのような場合に使用できますか。	43

【承認の効力】

問 52	有限会社から株式会社への組織変更を行う場合、有限会社が承認を受けていた電磁的記録等による保存等の承認の効力は株式会社に承継されますか。	44
問 53	有限会社から株式会社への組織変更を機会に新たな国税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の承認申請をしようとする場合には、新設法人の場合の申請期限の特例の規定を適用することができますか。	44
問 54	個人事業者がいわゆる法人成りした場合、個人事業者が承認を受けていた電磁的記録等による保存等の承認の効力は法人に承継されますか。	44
問 55	当社（A社）は、B社を吸収合併し、合併以降はB社分の帳簿についてのみ電磁的記録により備付け・保存を行いたいと考えています。なお、B社は従前から電子帳簿保存の承認を受けていますが、当社は承認を受けておりません。合併以降の承認の効力についてはどうなりますか。	45

【変更・取りやめ】

問 56	システム変更があった場合には、その程度のいかんを問わず、変更の届出書を提出しなければなりません。	50
問 57	取りやめの届出書は、電磁的記録等による保存等をやめようとする日の何日前までに提出しなければなりません。	50
問 58	取りやめの届出書を提出した場合、その取りやめの届出書を提出した日において保存等している電磁的記録等は、そのまま電磁的記録等により保存等することとしてもよいのでしょうか。	50

IV 電子取引

問 59	取引の相手先からタイムスタンプが付与された電子取引の取引データが送信されてきた場合、当該電子取引の取引データを保存するためには、受信側において何を行う必要がありますか。	51
問 60	電子取引の取引データの保存について、当該電子データをそのまま保存す	

- る方法と電子データを出力した書面を保存する方法との混在は認められますか。…………… 51
- 問 61 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、規則第8条第1項第2号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めて運用する措置を行うことを考えていますが、具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。…………… 52
- 問 62 当社は、電子取引の取引情報の保存サービスの提供を受け、同サービス利用者同士の電子取引の取引情報については、同サービスにおいて保存されません。同サービス利用者は、同サービス提供者と契約し、同サービスの利用規約に定めるデータ訂正等の防止に関する条項に則りデータの訂正削除を行うこととなります。
- このようにサービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する方法についても、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められますか。…………… 55

用語の意義

本一問一答において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 法…………… 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律をいう。
- 規則…………… 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則をいう。
- 取扱通達…………… 平成 10 年 5 月 28 日付課法 5－4 ほか 6 課共同「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」（法令解釈通達）
- 国税…………… 法第 2 条第 1 号((定義))に規定する国税をいう。
- 国税関係帳簿書類…………… 法第 2 条第 2 号((定義))に規定する国税関係帳簿書類をいう。
- 国税関係帳簿…………… 法第 2 条第 2 号((定義))に規定する国税関係帳簿をいう。
- 国税関係書類…………… 法第 2 条第 2 号((定義))に規定する国税関係書類をいう。
- 電磁的記録…………… 法第 2 条第 3 号((定義))に規定する電磁的記録をいう。
- 保存義務者…………… 法第 2 条第 4 号((定義))に規定する保存義務者をいう。
- 電子取引…………… 法第 2 条第 6 号((定義))に規定する電子取引をいう。
- スキャナ保存…………… 法第 4 条第 3 項((国税関係書類の電磁的記録による保存))の承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録による保存をいう。
- スキャン文書…………… 法第 4 条第 3 項((国税関係書類の電磁的記録による保存))の承認を受けて書面による保存に代えて一定の要件の下でスキャナで読み取って作成した電子化文書をいう。

I 通則

【制度の概要等】

問1 電子帳簿保存法はどのような内容となっていますか。

【回答】

電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)の概要は次のとおりです。

(1) 国税関係帳簿書類のうち電子計算機を使用して作成している国税関係帳簿書類については、税務署長等の承認を受けた場合には、一定の要件の下で、電磁的記録等(電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(以下「COM」といいます。))による保存等(国税関係帳簿の場合には備付け及び保存をいいます。以下同様となります。))が認められます(法4①②、5)。

また、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類(決算関係書類を除きます(注。))について、税務署長等の承認を受けた場合には、書面による保存に代えて、一定の要件の下で、スキャン文書による保存が認められます(法4③)。

(注) 平成27年9月30日前に行われた承認申請については、契約書・領収書の一部も除かれます。

(2) 所得税(源泉徴収に係る所得税を除きます。)及び法人税の保存義務者がいわゆるEDI取引やインターネットを通じた取引等の電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報(注文書、領収書等に通常記載される事項)を電磁的記録又はCOM若しくは書面により保存しなければなりません(法10)。

【解説】

電子帳簿保存法は、納税者の国税関係帳簿書類の保存に係る負担の軽減等を図るために、その電磁的記録等による保存等を容認しようとするものですが、納税者における国税関係帳簿書類の保存という行為が申告納税制度の基礎をなすものであることに鑑み、あらかじめ税務署長等の承認を受け、かつ、適正公平な課税の確保に必要な一定の要件に従った形で、電磁的記録等の保存等を行うことが条件とされています。

また、所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められていますが、同様の取引情報を電子取引により授受した場合には、この注文書、領収書等の原始記録の保存が行われない結果となりかねない状況にあったため、電子帳簿保存法において、新たに電子取引により授受した取引情報について保存義務が設けられています。

なお、スキャン文書による保存に関しては、別冊「電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】」において解説します。

国税関係帳簿書類の保存方法の可否

		紙 保 存		電子データ・COM保存 (一貫して電子作成)		スキャナ保存 (紙 → スキャナ)	
		○	原則 所法 148・法法 126 等	◎	特例 電帳法 4 ①(承認制) 真実性・可視性の要件：訂正削除履歴等	×	—
書 類	受 領	○	原則 所法 148・法法 126 等	—		◎	特例 電帳法 4 ③(承認制) 真実性・可視性の要件：タイムスタンプ等
	発 行 (控)	○	原則 所法 148・法法 126 等	◎	特例 電帳法 4 ②(承認制) 可視性の要件：検索機能 等	◎	特例 電帳法 4 ③(承認制) 真実性・可視性の要件：タイムスタンプ等

○：所得税法、法人税法等で保存が義務付けられているもの

◎：電子帳簿保存法での保存が可能なもの

×：保存が認められないもの

帳簿書類等の保存方法

	【種類】	【作成方法】	【保存方法】		
【電帳法4条(5条)による保存】	帳簿 (仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳 など)	自己が最初から一貫してコンピュータで作成	出力した紙	or オリジナルの電子データ (法4①) or COM (電子計算機出力マイクロフィルム) (法5①)	
		その他の他 (手書きで作成など)	オリジナルの紙		
	書類 (棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書 など)	発行(控)	自己が一貫してコンピュータで作成	出力した紙	or オリジナルの電子データ (法4②) or COM (電子計算機出力マイクロフィルム) (法5①)
		受領	その他の他	オリジナルの紙	or スキャンした電子データ (法4③) ※税務署長の承認が必要 (一定の保存要件等有)
【10条による保存】	電子取引の取引情報 (取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項)		出力した紙 (法10)	or オリジナルの電子データ (法10) or COM (電子計算機出力マイクロフィルム) (法10) ※税務署長の承認が不要 (ただし、一定の保存要件等有)	

○ 帳簿書類の形態別保存の可否一覧（法人税関係）

区分	形態	保存年数							備考		
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目			
帳簿	紙	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	電磁的記録	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法4①・税務署長の承認が必要		
	マイクロフィルム	COM	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法5①③・税務署長の承認が必要	
		撮影	×	×	×	×	×	◎	◎	法人税法施行規則第59条第3項等に規定する保存の方法(平成24年財務省告示第26号)等	
	スキャン文書	速やかに入力 業務サイクル後速やかに入力	×	×	×	×	×	×	×		
		適時に入力	×	×	×	×	×	×	×		
書類	相手方発行分	紙	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		電磁的記録	—	—	—	—	—	—	—		
		マイクロフィルム	COM	—	—	—	—	—	—	—	
			撮影	×	×	×	△	△	◎	◎	法人税法施行規則第59条第3項等に規定する保存の方法(平成24年財務省告示第26号)等
		電子的取引のデータ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法第10条・データ、出力した書面又はCOMにより保存しなければならない	
		スキャン文書	速やかに入力 業務サイクル後速やかに入力	○	○	○	○	○	○	○	電子帳簿保存法4③・税務署長の承認が必要
	適時に入力		△	△	△	△	△	△	△		
	自己発行分(写し)	紙	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		電磁的記録	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法4②・税務署長の承認が必要	
		マイクロフィルム	COM	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法5②③・税務署長の承認が必要
			撮影	×	×	×	△	△	◎	◎	法人税法施行規則第59条第3項等に規定する保存の方法(平成24年財務省告示第26号)等
		電子的取引のデータ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法第10条・データ、出力した書面又はCOMにより保存しなければならない	
		スキャン文書	速やかに入力 業務サイクル後速やかに入力	○	○	○	○	○	○	○	電子帳簿保存法4③・税務署長の承認が必要
	適時に入力		△	△	△	△	△	△	△		
	棚卸表 貸借対照表 損益計算書 など	紙	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		電磁的記録	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法4②・税務署長の承認が必要	
		マイクロフィルム	COM	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法5②③・税務署長の承認が必要
			撮影	×	×	×	×	×	◎	◎	法人税法施行規則第59条第3項等に規定する保存の方法(平成24年財務省告示第26号)等
スキャン文書		速やかに入力 業務サイクル後速やかに入力	×	×	×	×	×	×	×		
		適時に入力	×	×	×	×	×	×	×		

(注) 表中の「◎」、「○」、「△」、「×」についてはそれぞれ以下のことを示す。

「◎」は該当の帳簿又は書類の全てについて該当の形態で保存ができること。

「○」は該当の書類のうち資金や物の流れに直結・連動する書類（契約書、領収書等）について該当の形態で保存ができること。

「△」は該当の書類のうち資金や物の流れに直結・連動しない書類（見積書、注文書、契約の申込書（定型的約款のあるもの）、検収書等）について該当の形態で保存ができること。

「×」は該当の帳簿又は書類につき該当の形態での保存ができないこと。

○ 帳簿書類の形態別保存の可否一覧（所得税関係）（注1）

区分	形態	保存年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	（注2、注3）		備考				
								6年目	7年目					
帳簿	紙		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
	電磁的記録		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法4①・税務署長の承認が必要				
	マイクロフィルム	COM		◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法5①③・税務署長の承認が必要				
		撮影		×	×	×	×	×	◎	◎	所得税法施行規則第63条第5項等に規定する保存の方法(平成27年財務省告示第147号)等			
	スキャン文書	速やかに入力 業務サイクル後速やかに入力		×	×	×	×	×	×	×				
		適時に入力		×	×	×	×	×	×	×				
書類	注文書・請求書・契約書・領収書など	相手方発行分	紙	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
			電磁的記録		—	—	—	—	—	—	—			
			マイクロフィルム	撮影		×	×	×	△	△	◎	◎	法人税法施行規則第59条第3項等に規定する保存の方法(平成24年財務省告示第26号)等	
		電子的取引のデータ		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法第10条・データ、出力した書面又はCOMにより保存しなければならない		
		スキャン文書	速やかに入力 業務サイクル後速やかに入力		○	○	○	○	○	○	○	○	電子帳簿保存法4③・税務署長の承認が必要	
			適時に入力		△	△	△	△	△	△	△	△		
	自己発行分(写し)	紙		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		電磁的記録		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法4②・税務署長の承認が必要		
		マイクロフィルム	COM		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法5②③・税務署長の承認が必要	
			撮影		×	×	×	△	△	◎	◎	◎	所得税法施行規則第63条第5項等に規定する保存の方法(平成27年財務省告示第147号)等	
		電子的取引のデータ		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法第10条・データ、出力した書面又はCOMにより保存しなければならない	
		スキャン文書	速やかに入力 業務サイクル後速やかに入力		○	○	○	○	○	○	○	○	◎	電子帳簿保存法4③・税務署長の承認が必要
	適時に入力			△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	棚卸表 貸借対照表 損益計算書 など	紙		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		電磁的記録		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法4②・税務署長の承認が必要	
		マイクロフィルム	COM		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法5②③・税務署長の承認が必要
			撮影		×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎	所得税法施行規則第63条第5項等に規定する保存の方法(平成27年財務省告示第147号)等
		スキャン文書	速やかに入力 業務サイクル後速やかに入力		×	×	×	×	×	×	×	×	×	
適時に入力				×	×	×	×	×	×	×	×	×		

(注)1 表中の「◎」、「○」、「△」、「×」についてはそれぞれ以下のことを示す。

「◎」は該当の帳簿又は書類の全てについて該当の形態で保存ができること。

「○」は該当の書類のうち資金や物の流れに直結・連動する書類（契約書、領収書等）について該当の形態で保存ができること。

「△」は該当の書類のうち資金や物の流れに直結・連動しない書類（見積書、注文書、契約の申込書（定型的約款のあるもの）、検収書等）について該当の形態で保存ができること。

「×」は該当の帳簿又は書類につき該当の形態での保存ができないこと。

2 白色申告者については、帳簿のうちの任意帳簿及び書類の保存期間は5年とされている。

3 青色申告者については、書類のうち、決算関係書類及び現金預金等取引関係書類のいずれにも該当しない書類の保存期間は5年とされている。

なお、前々年分所得が300万円以下の青色申告者については、上記のほか、現金預金等取引関係書類についても、保存期間は5年とされている。

問2 電磁的記録とは、どのようなものをいいますか。

【回答】

法第2条第3号の「電磁的記録」とは、情報(データ)それ自体あるいは記録に用いられる媒体のことでなく、一定の媒体上にて使用し得る(一定の順序によって読み出すことができる)情報が記録・保存された状態にあるものをいいます(取扱通達4-1)。

具体的には、情報がハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ等に記録・保存された状態にあるものをいいます。

問3 市販の会計ソフトを使って経理処理や申告書の作成などを行っている場合には、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等は認められますか。

【回答】

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等を行う場合は、法令で定められた要件を満たし、税務署長等の承認を受ける必要があります。

したがって、税務署長等の承認を受けることなく、市販の会計ソフトを使用して、紙による保存等に代えて、電磁的記録等による保存等を行うことは認められません。

なお、電磁的記録等による保存等を行う場合の具体的な要件については【問7】をご覧ください。

【解説】

国税関係帳簿書類は申告納税制度の基礎となる重要なものであるため、その電磁的記録等による保存等は、適正公平な課税が損なわれないように法令で定められた要件を満たし、税務署長等の承認を受けた場合に限り認められます。

そのため、使用している会計ソフトに例えば電磁的記録の訂正・削除の履歴を確認できる機能が備わっていない場合は、法令で定める要件を満たしていないため、当該ソフトを使用して作成した帳簿については電磁的記録等による保存等は認められないことから、紙出力して保存等を行うこととなります。

なお、いわゆる市販ソフトにおけるこれらの要件に関する事項についてはメーカー等の操作説明書等で確認することとなります。

II 適用要件

【基本的事項】

問 4 電磁的記録等による保存等が認められない国税関係帳簿書類には、どのようなものがあるのでしょうか。

【回答】

電磁的記録等による保存等が認められる国税関係帳簿は、自己が最初の記録段階から一貫してコンピュータを使用して作成するものであることから、手書きで作成された国税関係帳簿については、電磁的記録等による保存等は認められません。

なお、国税関係書類については、自己が一貫してコンピュータを使用して作成するもののほか、書面で作成又は受領したものについても、スキャン文書による保存が認められます。スキャナ保存の対象となる書類については、別冊「電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】」において解説します。

問 5 売上伝票などの伝票類について、電子帳簿保存法の適用はどのようになりますか。

【回答】

売上伝票などの伝票類が、企業内での決済、整理などを目的として作成されている場合は、所得税法施行規則第63条第1項及び法人税法施行規則第59条第1項等に規定する保存すべき書類には当たらないことから、法第2条第2号（定義）に規定する国税関係書類に該当しないので、電子帳簿保存法の適用はありません。

一方、伝票が国税関係帳簿の記載内容を補充する目的で作成・保存され、その伝票が国税関係帳簿の一部（補助簿）を構成する場合には国税関係帳簿となりますので、法第4条第1項及び法第5条第1項に規定する承認を受けた場合には、電磁的記録による保存を行うことは可能です。

問 6 国税関係書類について、課税期間の中途から電磁的記録等による保存を行うことはできますか。

【回答】

国税関係書類については、課税期間の中途からでも電磁的記録等による保存を行うことができます。

【解説】

国税関係帳簿については、課税期間の開始の日にそれが備え付けられ、順次それに取引内容が記録されていくものであることから、原則的には、課税期間の中途から電磁的記録等による保存をすることはできないと解されます(法6①、取扱通達6-1)。

これに対して、国税関係書類については、それが作成されると直ちに保存されるものであることから、課税期間の中途からでもそれ以後の作成分を電磁的記録等により保存することができることとなります。

なお、この場合は、その中途の日の3月前の日までに申請書を提出する必要があります(法6②)。

問 7 国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。

【回答】

電磁的記録等による国税関係帳簿書類の保存等に当たっては、真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があります（規則3、4）。

なお、国税関係帳簿と国税関係書類では、それらの保存等を行う場合の要件の内容が少し異なりますので、詳しくは下記の表をご覧ください。

○ 電磁的記録等による保存等の要件の概要(規則第3条・第4条)

【電子保存等及びCOM保存等】

要 件	電子保存等(注1) (第3条)		COM保存等(注2) (第4条)	
	帳簿	書類	帳簿	書類
電磁的記録の訂正・削除・追加の事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システムの使用(規3①一)	○		○	
帳簿間での記録事項の相互関連性の確保(規3①二)	○		○	
電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け(規3①三、同3②)	○	○	○	○
見読可能装置の備付け等(規3①四、同3②)	○	○	○	(注3)
検索機能の確保(規3①五、同3②)	○	○	○	(注3)
COMの作成過程等に関する書類の備付け(規4①一)			○	○
索引簿の備付け(規4①二)			○	○
COMへのインデックスの出力(規4①三)			○	○
見読可能装置の備付け等(規4①四)			○	○
当初3年間における電磁的記録の並行保存又はCOMの記録事項の検索機能の確保(規4①五)			○	○
税務署長の承認(法4①②、同5①②③)	○	○	○	○

- (注) 1 「電子保存等」とは、①帳簿の電磁的記録による備付け及び保存又は②書類の電磁的記録による保存をいう。
 2 「COM保存等」とは、①帳簿の電磁的記録による備付け及びCOMによる保存又は②書類のCOMによる保存をいう。
 3 当初3年間の電磁的記録の並行保存を行う場合の要件である。

問8 「その業務の処理に係る通常の間」については、規則第3条第1項第1号ロ及び同条第5項第1号ロにそれぞれ規定されていますが、その期間については同様に解してよいのでしょうか。

【回答】

規則第3条第1項第1号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の間」とは、事務処理後データの入出力を行うまでの業務サイクルの間をいい、同条第5項第1号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の間」とは、国税関係書類の受領等からスキャナで読み取り可能となる前までの業務サイクルの間をいいます。

【解説】

規則第3条第1項第1号ロ及び同条第5項第1号ロでは、いずれも「その業務の処理に係る通常の間」と規定しています。それは、企業等においてはデータ入力又は書類の処理などの業務を一定の業務サイクル(週次及び月次等)で行うことが通例であり、また、その場合には適正な入力又は処理を担保するために、その業務サイクルを事務の処理に関する規程等で定めることが通例であるという共通した考え方によるものですが、規則第3条第1項第1号ロは国税関係帳簿に係る記録事項を入力する場合であり、同条第5項第1号ロは国税関係書類に係る記録事項を入力する場合であることから、「その業務」の内容が異なり、それぞれが次の《その業務とその期間》のとおり差があります。

しかしながら、その業務の内容の差に着目した期間の差を設けることは、経理処理の実情と合わなくなることも考えられるため、規則第3条第5項第1号ロの事務処理期間については、最長2か月の業務サイクルであれば通常の間として取り扱われることから(取扱通達4-21)、同条第1項第1号ロの事務処理終了後の入力までの期間についても同様に、最長2

か月の業務サイクルであれば、通常の期間として取り扱われます。

《その業務とその期間》

イ 規則第3条第1項第1号ロの場合

その業務とは、帳簿の元となるデータの入出力を含むことと考えられることから、その期間については、事務処理終了後データの入出力を行うまでの業務サイクルの期間をいいます。

ロ 規則第3条第5項第1号ロの場合

その業務とは、企業等における書類の事務処理と考えられることから、その期間については、国税関係書類の受領等からスキャナで読み取り可能となる前までの業務サイクルの期間をいいます。

問9 ディスプレイやプリンタ等について、性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。

【回答】

ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は、要件とされていません。

【解説】

電磁的記録は、その特性として、肉眼で見るためにはディスプレイ等に出力する必要がありますが、これらの装置の性能や設置台数等については、①税務調査の際には、保存義務者が日常業務に使用しているものを使用することとなること、②日常業務用である限り一応の性能及び事業の規模に応じた設置台数等が確保されていると考えられることなどから、法令上特に要件とはされていません。

ただし、規則第3条第1項第4号では、ディスプレイ等の備え付けとともに、「速やかに出力することができる」ことも要件とされています。このため、日常業務においてディスプレイ等を常時使用しているような場合には、税務調査では帳簿書類を確認する場面が多いことから、税務調査にディスプレイ等を優先的に使用することができるよう、事前に日常業務との調整などを行っておく必要があると考えます。

問10 電磁的記録の書面への出力に当たっては、画面印刷(いわゆるハードコピー)による方法も認められますか。

【回答】

規則第3条第1項第4号において、電磁的記録の画面及び書面への出力は「整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができる」と規定されており、この場合の「整然とした形式」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式をいいます(取扱通達4-13)。

なお、ディスプレイへの画面表示では、一の記録事項を横スクロールによって表示するような表示形式も認められるものの、当該画面のハードコピーにより書面に出力する場合で、一の記録事項が複数枚の書面に分割して出力されるような出力形式は、一覽的に確認することが困難となることから、整然とした形式に該当しないこととなります。

(注) 出力プログラムを使用した出力においても、上記のように複数の書面に分割した形で出力される形式である場合には認められないこととなります。

問11 電磁的記録を外部記憶媒体へ保存する場合の要件はどういうものがありますか。

【回答】

記憶媒体の種類にかかわらず保存要件は同じであり、外部記憶媒体に限った要件はありません。

【解説】

電子帳簿保存法では、記憶媒体や保存すべき電磁的記録を限定する規定はないことから、国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の媒体については保存義務者が任意に選択することができることとなります（取扱通達4-1）。

また、保存要件に関しても記憶媒体ごとに規定されていないことから、いずれの記憶媒体であっても同一の要件が適用されることとなります。

なお、実際のデータの保存に際しては、サーバ等で保存していた電磁的記録と外部記憶媒体に保存している電磁的記録は当然に同一のものでなければなりません。このため、必要に応じて電磁的記録の保存に関する責任者を定めるとともに、管理規則を作成し、これを備え付けるなど、管理・保管に万全を期すことが望ましいと考えられます。

問12 電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。

【回答】

現在使用しているシステムでなくても差し支えありません。

【解説】

規則第3条第1項第5号に規定する検索機能については、特に電子計算機についての定めはなく、また、同項第4号に規定する出力機能についても「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機」を備え付ければよいこととされていることから、これらの規定を満たすことができる電子計算機であれば、現在の業務において使用している電子計算機でなくても差し支えないこととなります。

なお、このような場合には、検索に使用する電磁的記録が承認を受けて保存している電磁的記録と同一のものであることを確認できるようにしておく必要があります。

問13 保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。

【回答】

保存されている電磁的記録は、原則として一課税期間を通じて検索をすることができる必要があります。

【解説】

検索機能については、「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとの国税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうとされており（取扱通達4-16）、原則として、一課税期間ごとに検索をすることができる必要があります。

しかしながら、データ量が膨大であるなどの理由で複数の保存媒体で保存せざるを得ない場合や、例えば、中間決算を組んでおり半期ごとに帳簿を作成している場合など、一課税期間を通じて検索をすることが困難であることについて合理的な理由があるときには、その合理的な期間ごとに範囲を指定して検索をすることができれば差し支えありません。

問14 検索結果後の抽出されたデータを、ディスプレイの画面及び書面に速やかに出力することができれば、検索には多少の時間を要しても構いませんか。

【回答】

検索開始から終了までも速やかにできる必要があると考えられます。

【解説】

「速やかに出力する」とは、具体的には、閲覧対象データを出力するために行った電子計算機の操作の開始時点から出力時点までを速やかにできることを意味していると考えられます。

この場合、その閲覧対象データを出力するに当たり、データの抽出作業が伴うときには、まず始めに検索を行い、その結果抽出されたデータを画面及び書面に出力することから、当

然にその検索を開始した時から、該当する書類が画面及び書面に出力されるまでを速やかにできなければならないと考えられます。

したがって、「速やかに出力する」とは、抽出されたデータについて速やかに出力することができるだけでなく、検索についても速やかにできることが必要であると考えられます。

なお、条件に該当する記録事項の全てが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される場合のほか、視認性の観点から、重複する項目等について画面及び書面への表示を省略しているときについても、記録事項をデータとして保持しているときは、「電磁的記録の記録事項を検索することができる機能」を有していると考えられます。

○ 視認性の観点から表示を省略している例

(例)「国税 太郎」で検索した場合

取引先	取引日	取引金額
国税 太郎	30.09.15	500,000
	30.09.20	1,000,000
	30.09.25	200,000
	30.10.15	300,000
	30.10.20	1,000,000

30.9.20以降の行は「国税太郎」の名前が重複するため、画面（紙出力）上、非表示としている。

※非表示としている項目のデータが欠落している場合、検索の要件を満たしているとはいえなくなる。

問15 バックアップデータの保存は要件となっていますか。

【回答】

バックアップデータの保存は要件ではありません。

【解説】

バックアップデータの保存については法令上の要件とはなっていませんが、電磁的記録は、記録の大量消滅に対する危険性が高く、経年変化等による記録状態の劣化等が生じるおそれがあることからすれば、保存期間中の可視性の確保という観点から、バックアップデータを保存することが望まれます。

また、必要に応じて電磁的記録の保存に関する責任者を定めるとともに、管理規則を作成し、これを備え付けるなど、管理・保管に万全を期すことが望ましいと考えられます。

問16 いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能に操作説明書と同等の内容が組み込まれている場合、操作説明書が備え付けられているものと考えてもよいでしょうか。

【回答】

規則第3条第1項第3号のシステム関係書類等については、書面以外の方法により備え付けることもできることとしています(取扱通達4-11本文なお書)ので、いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能に操作説明書と同等の内容が組み込まれている場合には、それが整然とした形式及び明瞭な状態で画面及び書面に、速やかに出力することができるものであれば、操作説明書が備え付けられているものとして取り扱って差し支えありません。

問17 会計システムのサブシステムにあるマスターデータについて、課税期間終了時点のもののみを保存することとしてもよいのでしょうか。

【回答】

単価などのマスターデータは、課税期間中に何度も改定されることもあることから、マスターデータと関連付けられた事項を正しく表示させるためには、電磁的記録の保存対象となった取引記録と関連するマスターデータを全て保存する必要があります。

問18 当社は各種の業務システム(販売等の個別取引データを保存)と会計システム(業務システムの集計データを保存)を連携させています。「仕訳帳」及び「総勘定元帳」を電子帳簿として申請した場合、会計システムのデータのみ保存しておけばよいでしょうか。

【回答】

原則として、会計システムのデータとともに業務システムのデータを合わせて保存する必要があります。

【解説】

会計システムのデータのみを保存することとした場合、業務システムの集計データのみが保存され、販売等の個別取引データは保存されないため、結果として、保存した仕訳帳及び総勘定元帳のデータは、全ての取引を記載した帳簿とはなりません。

これは、法人税法施行規則第54条において、仕訳帳は「全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿」、総勘定元帳は「全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿」と規定されていること、また、集計データのみでの保存では、全ての取引に係るデータの訂正又は削除の履歴が確保できないことや、帳簿間の相互関連性が明確にならないことなどから、規則第3条第1項第1号及び同項第2号の要件が満たされないこととなります。

(注) 業務システムのデータを合わせて保存する方法以外に、法人税法施行規則第54条の要件を確保する方法として、業務システムのデータの保存に代えて、販売等の個別取引が

記載された売上帳（補助簿等）を書面に出力して保存する方法も認められています。

また、訂正又は削除の履歴の確保方法として、会計システムの前段階のシステムのデータを訂正又は削除することによって会計システムの記録事項が訂正又は削除されることとなっている場合に、業務システムに当該訂正又は削除の履歴の事実及び内容の電磁的記録を保存又はこれを出力した書面により確認する方法も認められています（取扱通達4-6注書き）。

問19 クラウドサービスの利用や、サーバを海外に置くことは認められますか。

【回答】

規則第3条第1項第4号に規定する備付け及び保存をする場所若しくは同条第5項第6号に規定する保存をする場所（以下「保存場所」といいます。）に備え付けられている電子計算機とサーバとが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、規則第3条第1項第4号に規定する状態若しくは同条第5項第6号イからニまでに規定する状態で速やかに出力することができるときは、クラウドサービスを利用する場合や、サーバを海外に置いている場合であっても、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱われます。

【解説】

近年、コンピュータのネットワーク化が進展する中、通信回線のデータ送信の高速化も進み、コンピュータ間でデータの送受信が瞬時にできる状況となっていますが、電子帳簿保存法創設の趣旨（法第1条）を踏まえ、保存場所に備え付けられている電子計算機と国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されていることなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従って、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱われます（取扱通達4-12注書き）。

そして、現在、企業が会計処理をはじめとする業務処理を外部委託する場合には、受託企業の大半が国内外の複数の場所にあるコンピュータをネットワーク化してデータ処理し、国内外のサーバにデータを保存している状況となっていますが、前述の点を踏まえれば、仮に電磁的記録が海外にあるサーバに保存されている場合（保存要件を満たしている場合に限り）であっても、納税地にある電子計算機において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、かつ、スキャン文書の場合は、さらに、拡大又は縮小及び4ポイントの文字が認識することができる状態で速やかに出力することができる等、紙ベースの帳簿書類が納税地に保存されているのと同様の状態にあれば、納税地に保存等がされているものとして取り扱われます。

なお、バックアップデータの保存については、法令上の要件とはなっていませんが、通信回線のトラブル等による出力障害を回避するという観点からバックアップデータを保存することが望まれます。

【電子計算機を使用して作成する帳簿関係】

問20 国税関係帳簿の電子計算機処理に当たり、記帳代行業者等に委託している場合でも認められますか。また、記帳代行業者等への委託に際して、課税期間中に記帳せず、当該期間終了後にまとめて記帳することを委託し、そこで作成された電磁的記録を保存することや、保存場所を記帳代行業者の所在地にすることは認められますか。

【回答】

会計事務所や記帳代行業者に委託することは認められますが、国税関係帳簿の作成に当たっては、書面であるか電磁的記録であるかに関わらず、課税期間中に記帳せず当該期間終了後にまとめて記帳することを委託する方法は、認められません。また、保存場所についても、各税法で定められているため、記帳代行業者の所在地にすることは認められません。

【解説】

法第4条及び第5条では、「自己が・・・電子計算機を使用して作成する場合であって」と規定されていますが、この場合の「自己が」の意義については、「保存義務者が主体となってその責任において」という趣旨であり、電子計算機処理が必ずしも保存義務者自身によって行われる必要はなく、会計事務所や記帳代行業者に委託している場合も、これに含まれることとなります（取扱通達4-3）。

なお、国税関係帳簿は、原則として課税期間の開始の日これを備え付け、取引内容をこれに順次記録し、その上で保存を開始するものですから、備付期間中は、書面で作成する場合は当該書面をその保存場所に備付け、また、電磁的記録で作成する場合は当該電磁的記録をその保存場所に備え付けているディスプレイの画面及び書面に出力することができるようにしておく必要があります。

このことは、国税関係帳簿に係る電磁的記録の作成を他の者に委託している場合でも同じであり、保存義務者は、定期的にその電磁的記録の還元を受けることにより、備付期間においても、保存場所に備え付けているディスプレイの画面及び書面に出力することができるようにしておかなければならないこととなります。この場合の「定期的」とは、通常の入出力（業務処理）サイクルのことであり、一課税期間分を一括して処理するような場合は、そもそも備付期間においてディスプレイ等に出力することができないことから、これに該当しません。

したがって、課税期間中に記帳せず当該期間終了後にまとめて記帳することを委託する方法は認められないこととなります。

また、保存場所については、所得税法等の各税法で定められているものであり、記帳代行業者の所在地を保存場所にすることは認められません。

このため、記帳代行業者等に委託する場合であっても、保存義務者の事業所等の所在地等、所得税法等の各税法で定められている保存場所に、国税関係帳簿に係る電磁的記録を出力することができる電子計算機やディスプレイ等を備え付けておく必要があります。

問21 訂正削除の履歴の確保の方法として、貸借の勘定科目は同一で、金額をマイナスで入力する訂正の方法は認められますか。

【回答】

いわゆる反対仕訳による方法の一類型と考えられますので、電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用している場合には、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たすこととなります。

【解説】

いわゆる反対仕訳による方法は、当該反対仕訳に当初の仕訳を特定することができる情報が付加されていれば、規則第3条第1項第1号イに規定する訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たすこととなります（取扱通達4-6）が、その仕訳の方法については、いわゆる総額方式や純額方式などがあり、特に限定していません。

その場合において、貸借の勘定科目は同一で金額をマイナスで入力する方法も、いわゆる反対仕訳の方法の一類型と考えられます。

問22 電磁的記録の記録事項を訂正し又は削除することができるシステムを使用している場合は、訂正削除の履歴の全てについて残すことができる必要がありますか。

【回答】

入力誤りについて訂正又は削除を行うための期間があらかじめ内部規程等に定められており、かつ、その期間が入力した日から1週間を超えない場合には、その期間について訂正又は削除の履歴を残さないシステムを使用することが認められます。

【解説】

国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴は、その全てについて残されることが望ましいですが、入力後速やかにその入力内容を確認し入力誤りについて訂正又は削除することも一般的であり、そのような訂正又は削除についてまで、その履歴の確保を求めるのは、コンピュータ処理の実態に即さないとも考えられます。

このため、そのような訂正又は削除を行うための期間があらかじめ内部規程等（規則第3条第1項第3号ニに掲げる事務手続を定めた書類）に定められており、かつ、その期間が入力した日から1週間を超えない場合には、便宜上、その期間について訂正又は削除の履歴を残さないシステムを使用することが認められます（取扱通達4-7）。

一定の期間について訂正削除履歴を残さないシステムとしては、例えば、次の訂正又は削除の方法の区分に応じ、次のようなものが考えられます。

イ 記録事項を直接に訂正し又は削除する方法

電磁的記録の記録事項に係る当初の入力日から訂正又は削除をすることができる期間を自動的に判定し、当該期間内における訂正又は削除については履歴を残さないこととしているシステム

ロ いわゆる反対仕訳により訂正し又は削除する方法

電磁的記録の記録事項に係る当初の入力日から訂正又は削除をすることができる期間を自動的に判定し、当該期間が経過するまでは記録事項を直接に訂正し又は削除することができるが、当該期間が経過した後においてはいわゆる反対仕訳による方法によってしか記録事項を訂正し又は削除することができないシステム

問23 入力日付をデータとしては持たない場合であっても、月次決算を行い、その月次単位でデータを保存することにより追加入力の事実が確認できる場合には、規則第3条第1項第1号ロ（追加入力の履歴の確保）の要件を満たすこととなりますか。

【回答】

国税関係帳簿に係る電磁的記録を月次決算単位でファイルに保存し、その単位ごとにディスプレイの画面及び書面に出力することができ、入力月と入力された取引年月日の関係からその画面及び書面により追加入力の事実が確認できる場合には、規則第3条第1項第1号ロに規定する要件を満たすこととなります。

【解説】

規則第3条第1項第1号ロでは、電磁的記録の記録事項を通常の業務処理期間が経過した後に入力した場合に、その事実を確認することができるシステムを使用することとされていますが、質問のケースについては、入力月ごとに電磁的記録が独立しており、入力月と入力された取引月日の関係から、通常の業務処理期間経過後に入力されたことを確認することができるので、要件を満たすこととなります。

問24 規則第3条第1項第1号ロの「その業務の処理に係る通常の期間」とは、具体的にどの程度の期間をいいますか。

【回答】

電子計算機に係る業務処理サイクルとしてデータの入出力を行う、日次、週次及び月次の期間をいいます。

【解説】

電子計算機を利用している企業においては、データ入力又は入力データの更新(確定)処理などを一定の業務処理サイクル(日次、週次及び月次)で行うことが通例であり、また、その場合には、適正な入力を担保するために、その業務処理サイクルを事務処理規程等で定めることが通例であると考えられます。規則第3条第1項第1号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の間」とは、このような各企業において事務処理規程等に定められている業務処理サイクルとしての入力を行う期間のことをいうものです。

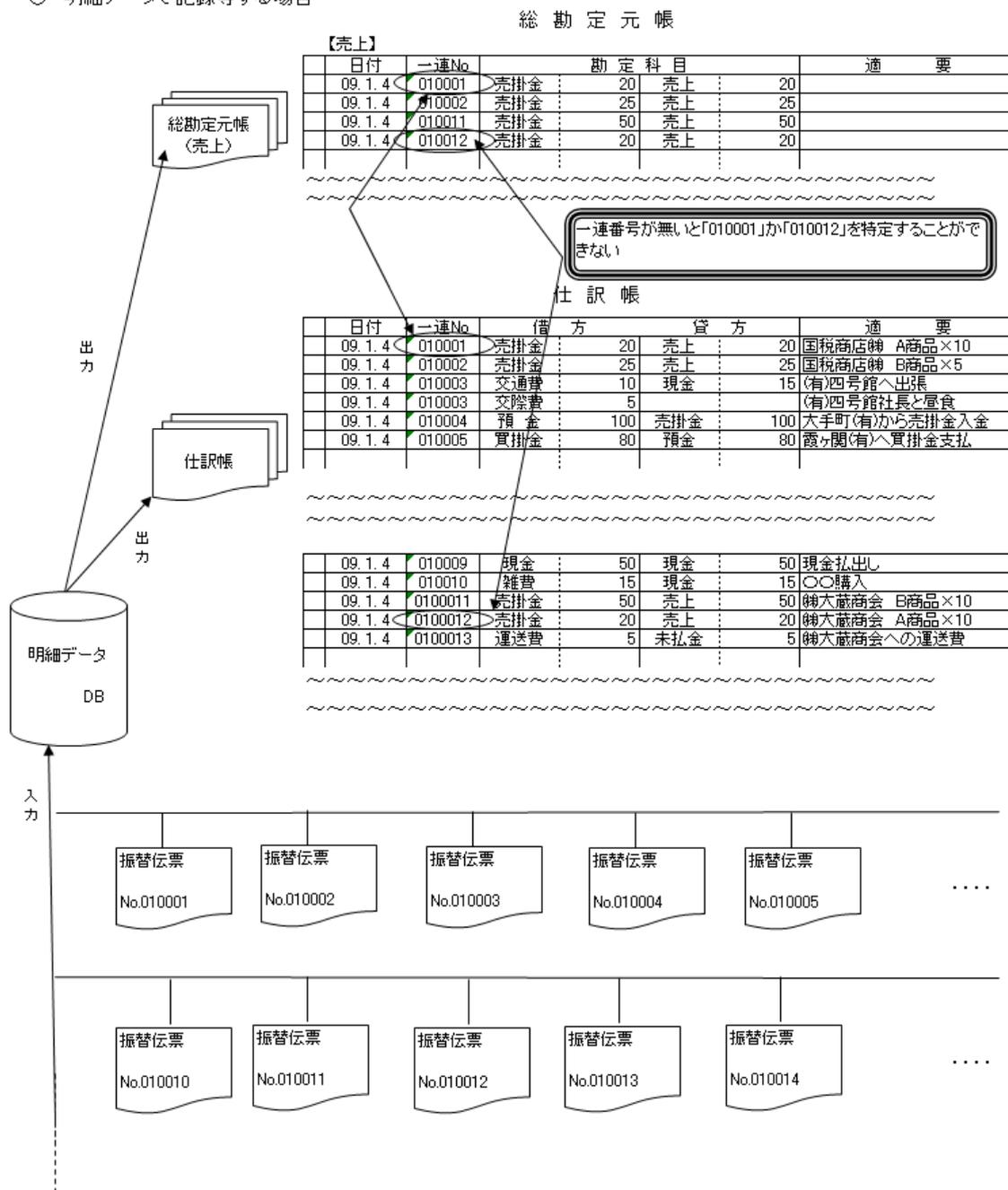
なお、電子帳簿保存法では、国税関係帳簿に係る電磁的記録は、原則として課税期間の開始の日に備え付けられ、順次これに取引内容が記録されていくことを前提としており、1年間分がまとめて課税期間終了後に記録されるといったケースを予定しているものではありませんが、外部委託やバッチ処理の場合など、業務処理サイクルとして多少長い期間を要するケースもあることから、おおむね1か月程度までの業務処理サイクルであれば、通常の間として取り扱うこととしています。

問25 帳簿間の記録事項の関連性を確認することができるようにしておくこととされていますが、具体的には、どのような方法をとれば要件を満たすこととなりますか。

【回答】

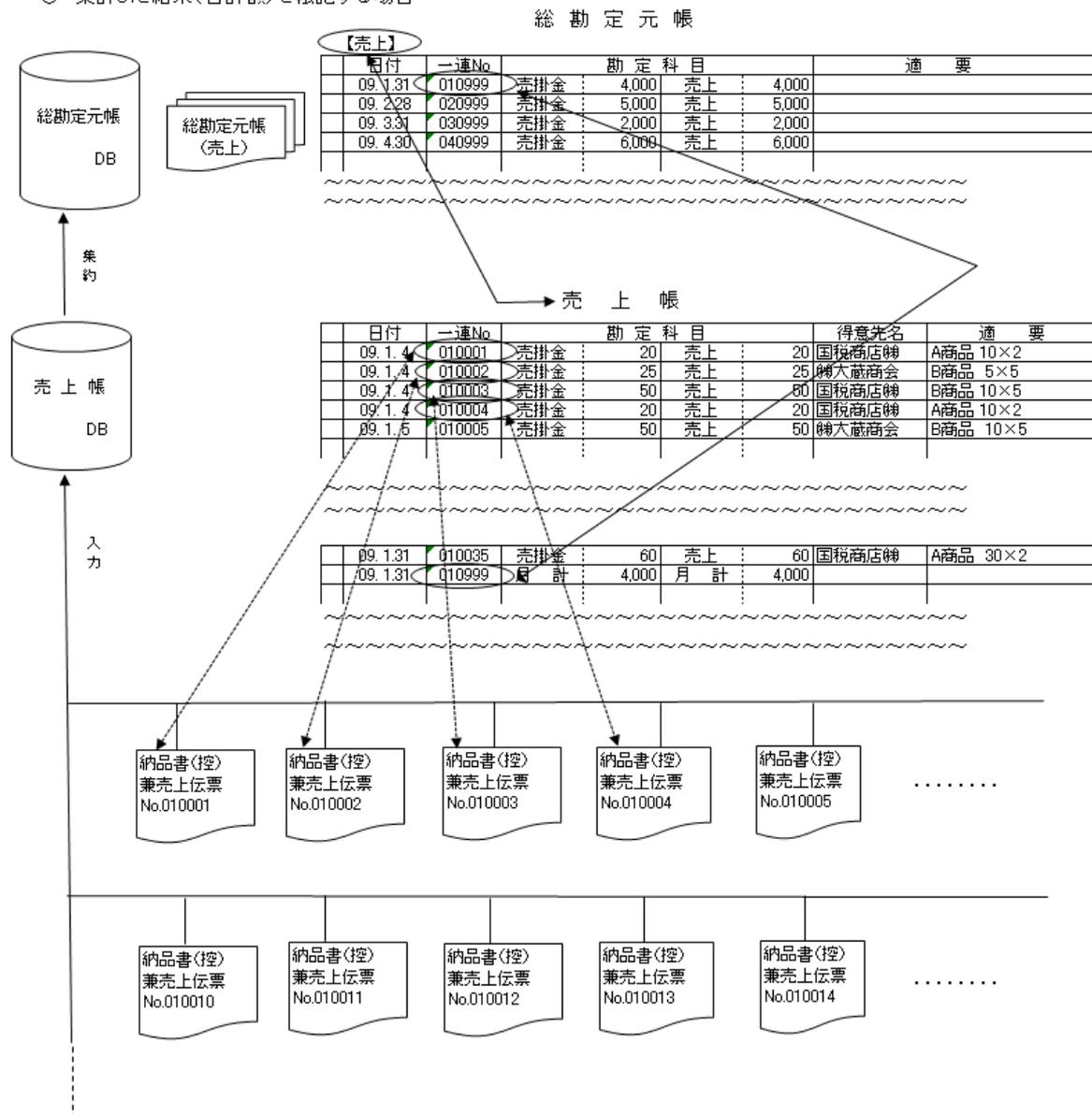
帳簿間の記録事項の関連性を確認するための記録方法については、取扱通達4-9で例示していますが、それを図示すれば、別紙の図1から3のとおりとなります。

【図 1】
○ 明細データで記録等する場合

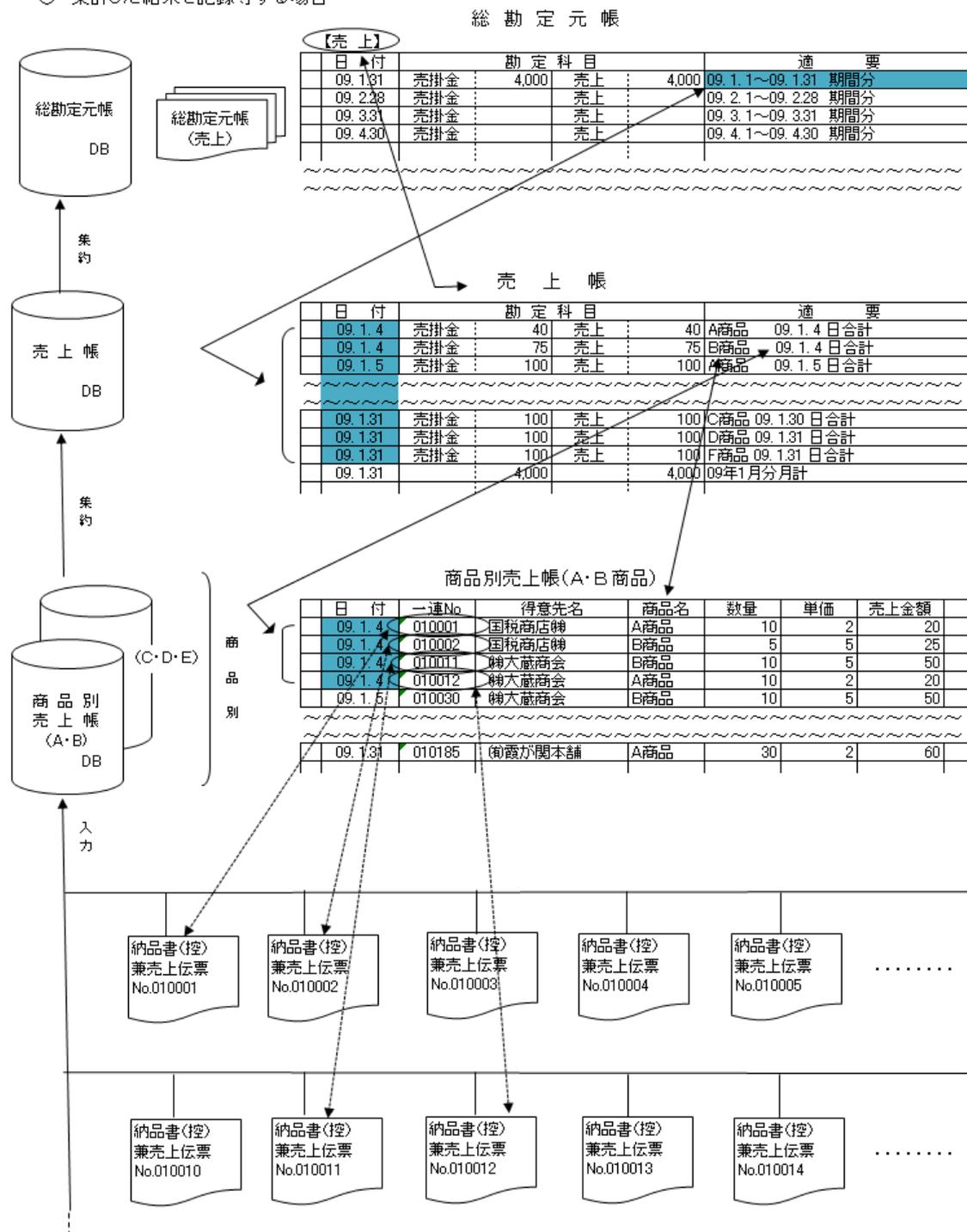


【図 2】

○ 集計した結果(合計額)を転記する場合



【図 3】
○ 集計した結果を記録等する場合



問26 規則第3条第1項第5号ハの「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。

【回答】

「A又はB」の組合せは必要ありません。また、段階的な検索ができるものも要件を満たすこととなります。

【解説】

検索機能については、規則第3条第1項第5号で、国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目により、二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができることとされています。この場合の二の記録項目の組合せとしては、「AかつB」と「A又はB」とが考えられますが、このうち、「A又はB」の組合せについては、それぞれの記録項目により二度検索するのと実質的に変わらない(当該組合せを求める意味がない)ことから、これを求めないこととしています。

また、「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、必ずしも「AかつB」という組合せで検索できることのみをいうのではなく、一の記録項目(例えば「A」)により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目(例えば「B」)により再度検索をする方式も結果は同じであることから要件を満たすこととなります。

問27 電磁的記録の検索機能における主要な記録項目において、総勘定元帳の「記載年月日」とは、いつ時点のことをいうのでしょうか。

【回答】

所得税法施行規則第59条第2項及び法人税法施行規則第55条第2項に規定されている総勘定元帳の「記載年月日」とは、仕訳帳から総勘定元帳へ個々の取引を転記している場合は、転記した取引の取引年月日となり、一定期間の取引の合計金額を総勘定元帳に転記している場合は、一般的に複式簿記の原則に従って処理される日や、簡易帳簿への記帳が行われる日(集計対象とした期間の末日など)が記載年月日となります。

【電子計算機を使用して作成する書類関係】

問28 国税関係書類を電磁的記録により保存する場合、具体的にどの時点における電磁的記録を保存する必要がありますか。

【回答】

保存義務者によって作成している書類が区々であることから、一概にいうことはできませんが、一般的には、次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる時点の電磁的記録が保存すべきものになると考えられます。

イ 請求書等の相手方に交付する書類

実際に相手方に交付した時点における電磁的記録

(注) 例えば、見積内容の変更の都度、相手方に見積書を交付した場合には、交付した全ての見積書に係る電磁的記録を保存する必要があります。

ロ その他の書類

その書類の性質に応じ、その書類の作成を了したと認められる時点における電磁的記録

【解説】

規則第3条第1項第1号イに規定する訂正又は削除の履歴の確保が国税関係書類の要件とされていないのは、国税関係書類には国税関係帳簿のような備付期間がなく、作成と同時に保存が開始されるものであり、保存開始後にそれが訂正し又は削除されるということは理屈上はありえないという考え方によるものです。したがって、保存を要する国税関係書類に係る電磁的記録は、電子計算機により書類を作成する場合の作成中のものをいうのではなく、当該書類が作成された時点のものということとなります。

ここにいう「当該書類が作成された時点のもの」とは、作成される国税関係書類の種類により異なりますが、請求書のように相手方に交付される書類に係る電磁的記録の場合には、これを書面に出力して相手方に交付した時点の電磁的記録をいい、相手方に交付されないような書類(決算関係書類等)に係る電磁的記録の場合には、その書類の性質に応じ、その書類の作成を了したと認められる時点の電磁的記録をいうこととなります。

問29 国税関係書類を電磁的記録により保存する場合、その電磁的記録を出力した請求書等に手書により新たな情報を付加した上で相手方に交付した場合のその写しは、必ず書面により保存しなければなりませんか。

【回答】

電磁的記録で保存することができる国税関係書類は、「自己が一貫して電子計算機を使用して作成する」ものでなければなりません(法4②)。

したがって、電子計算機により作成した国税関係書類を書面に出力し、それに手書により新たな情報を付加したものは、一貫して電子計算機を使用して作成したものではないので、その書類については、書面により保存しなければならないこととなります。

【COM】

問30 例えば、電磁的記録の保存開始から3年を経過した国税関係帳簿をCOMにより保存しようとする場合、具体的にどの範囲のものが承認時に直ちにCOMにより保存することが可能となりますか。

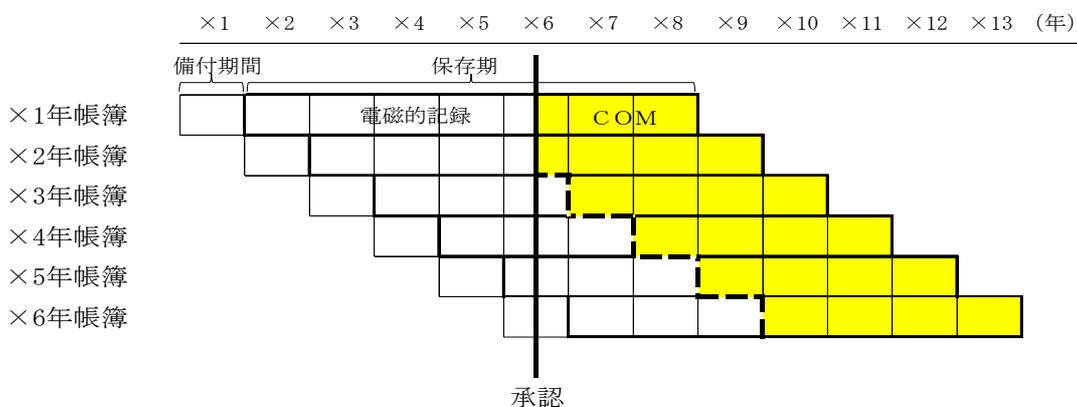
【回答】

承認があった時点で保存開始後3年以上を経過している国税関係帳簿は、直ちにCOMにより保存することができます。

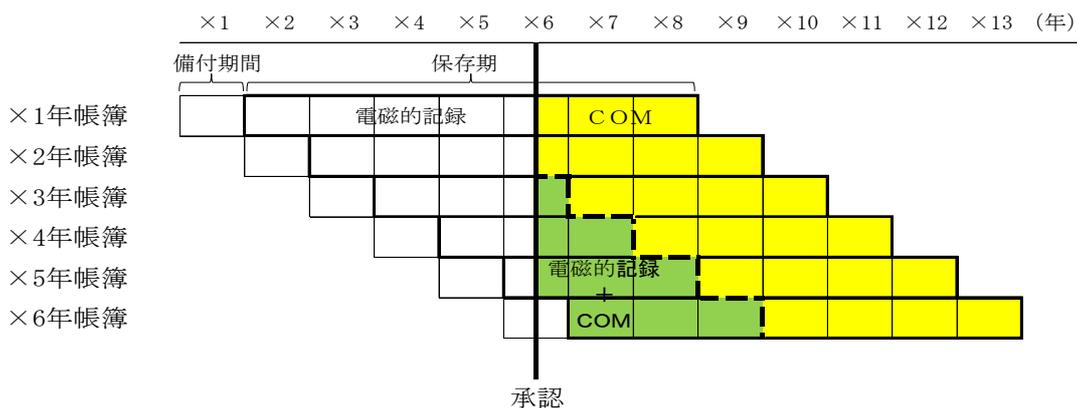
なお、承認があった時点で保存開始後3年を経過していない国税関係帳簿については、保存開始後3年を経過したときから順次COMにより保存することができることとなります。

(参考) 電磁的記録からCOMによる保存への変更した場合の具体例

- 1 保存期間から3年間経過した帳簿をCOMによる保存に代える場合
(規則第4条第3項第1号)



- 2 ×6年〇月以降は、帳簿をCOMによる保存に代える場合
(規則第4条第3項第2号)



問31 COMにより国税関係帳簿書類の保存を行う場合、3年間の電磁的記録の並行保存に代えて、出力した書面を保存する方法は認められますか。

【回答】

電磁的記録の並行保存に代えて、出力した書面を保存する方法は認められません。

【解説】

国税関係帳簿書類の保存をCOMにより行おうとする場合には、規則第4条第1項第5号の規定により、保存期間の初日から法定申告期限(法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿書類については、当該国税の法定納期限)後3年を経過する日までの間は、出力機能及び検索機能を確保した状態で電磁的記録を並行して保存しておくこと又はCOMの記録事項を検索することができる機能(電磁的記録に係る検索機能に相当するもの)を確保しておくことが要件とされています。

問32 取扱通達5-2では、COMの記録事項の検索をすることができる機能として、検索により探し出された記録事項を含むCOMのコマの内容が自動的に出力されることが必要であるとされていますが、この場合の「自動的に出力される」方法は、具体的にどのような方法であればよいのでしょうか。

【回答】

国税関係帳簿書類の保存をCOMにより行おうとする場合には、保存期間が3年を経過するまで、COMの保存に併せて電磁的記録を保存し又はCOMの記録事項の検索をすることができる機能(電磁的記録の記録事項に係る検索機能に相当する機能)を確保しておくこととされています(規則4①五)。

また、この場合の「電磁的記録の記録事項に係る検索機能に相当する機能」は、検索により探し出された記録事項を含むCOMのコマの内容が自動的に出力されるものであることを要します(取扱通達5-2)。

この要件を満たす方法としては、COMの作成時に、別途作成された検索用の電磁的記録(該当の帳簿書類ごとに、その主要な記録項目とフィルム番号及びコマ位置の情報が関連付けられて記録されたもの)により、特定のCOMに係る情報を探し出すことができる電子計算機(パソコン等)とマイクロフィルムリーダープリンタとを組み合わせたもので、次に掲げるような方法がいずれもこれに該当します。

(1) 半自動検索

- ① 電子計算機による検索の結果(該当の帳簿書類に係る主要な記録項目、フィルム番号及びコマ位置の各情報をいいます。以下(2)及び(3)において同様となります。)を当該電子計算機のディスプレイの画面及び書面に出力
- ② ①で得たフィルム番号情報に基づいて該当のCOMをマイクロフィルムリーダープリンタに手動で装填
- ③ マイクロフィルムリーダープリンタに付属のキーボードから①で得た該当のコマ位置情報をキー入力することにより、該当のコマの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に自動的に出力

(2) 自動検索

- ① (1)の①と同様となります。
- ② 検索の結果のうち、フィルム番号及びコマ位置の両情報を当該電子計算機からマイクロフィルムリーダープリンタに自動的に転送
- ③ (1)の②と同様となります。
- ④ ②で転送された情報に基づいて該当のコマの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に自動的に出力

(3) 全自動検索

- ① (2)の①と同様となります。
- ② (2)の②と同様となります。
- ③ ②で転送された情報に基づいて該当のCOMをマイクロフィルムリーダープリンタに自動的に装填

④ (2)の④と同様となります。

なお、電子計算機を用いてCOMを特定する情報を探し出すことは可能ですが、該当のCOMのコマの位置合わせが手動である場合には、COMのコマの内容が自動的に出力されるものではないので、要件を満たさないこととなります。

(参考)各自動検索の機能比較

	電子計算機による検索	フィルム装填	コマ位置情報	コマ位置合わせ
半自動検索	可能	手動	手入力	自動
自動検索	可能	手動	自動転送	自動
全自動検索	可能	自動	自動転送	自動

問33 所得税及び法人税に係る一定の書類について、4年目から撮影タイプのマイクロフィルムによる保存は、具体的にどのような書類が対象となりますか。また、その場合の検索機能は、どの程度の機能が必要となりますか。

【回答】

所得税法及び法人税法において保存すべきこととされている書類のうち、4年目及び5年目において撮影タイプのマイクロフィルムによる保存ができる書類については、平成10年国税庁告示第1号及び第2号により告示されています。

この告示により、例えば、次のような書類が4年目からの撮影タイプマイクロフィルムによる保存の対象となります。

- イ 保険契約申込書、電話加入契約申込書、クレジットカード発行申込書のように別途定型的な約款が示されている契約申込書
- ロ 口座振替依頼書
- ハ 棚卸資産を購入した者が作成する検収書、商品受取書
- ニ 注文書、見積書及びそれらの写し
- ホ 自己が作成した納品書の写し

なお、4年目及び5年目における撮影タイプのマイクロフィルムによる書類の保存に当たっては、書類の種類及び書類に記載されている日付を検索の条件として、特定の書類を検索できる措置を講ずる必要があります。

Ⅲ 申請手続等

【提出時期】

問34 個人が年の中途に不動産所得を生ずべき業務を開始するため、新たな帳簿を備え付けることとなる場合に、当該帳簿について、その年から電磁的記録等による保存等を行うことができますか。また、できるとした場合に、申請書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

【回答】

その業務開始の日から5月を経過する日までの間に備付けを開始する国税関係帳簿であるときは、その業務の開始の日以後2月を経過する日までに法第6条第1項に規定する申請書を提出し、税務署長の承認を受ければ、その業務開始の年から電磁的記録等による保存等を行うことができます。

【解説】

法第6条第1項では、国税関係帳簿の保存等を電磁的記録等により行おうとする場合には、国税関係帳簿の備付けを開始する日の3月前の日までに所轄税務署長に対して申請書を提出しなければならないこととされています。

ただし、個人が年の中途に新たに不動産所得を生ずべき業務を開始したような場合には、その業務開始の日から5月を経過する日までの間に備付けを開始する国税関係帳簿であるときは、その業務の開始の日以後2月を経過する日までに申請書を提出すればよいこととなります（法第6条第1項ただし書き）。

なお、「国税関係帳簿の備付けを開始する日」とは、当該国税関係帳簿を備え付けることとなる日をいい、課税期間の定めのある国税に係る国税関係帳簿については、原則として課税期間の初日が当該国税関係帳簿の備付けを開始する日となります（取扱通達6-1）が、課税期間の中途において新たに業務を開始するなどし、新たな国税関係帳簿を備え付ける場合には、例外的に課税期間の中途の日が国税関係帳簿の備付け開始日となります。

問35 領収書の写しは7月1日から、請求書の写しは8月1日から、電磁的記録等による保存を行おうとする場合、申請手続及び承認年月日はどうなりますか。

【回答】

領収書の写しと請求書の写しを個々に申請することも、1枚の申請書にまとめて申請することも可能ですが、

- ① 個々に申請する場合には、申請書の提出期限は、それぞれ3月31日と4月30日となり、法第6条第5項の承認があったものとみなされる日は、それぞれ6月30日と7月31日となります。
- ② 1枚の申請書で申請する場合には、申請書の提出期限は3月31日となり、承認年月日は、法第6条第4項の規定により承認をする場合にはその通知した日、法第6条第5項(みなし承認)の場合には6月30日となります。

【解説】

電磁的記録等による保存をもって国税関係書類の保存に代える日が異なる複数の国税関係書類がある場合には、個々に申請することも、1枚の申請書にまとめて申請することも可能ですが、1枚で申請する場合には、法第6条第2項の規定により、最初に到来する「代える日」の3月前の日までに申請書を提出しなければならないこととされています。

また、1枚で申請した場合の承認年月日については、法第6条第4項の規定により承認をする場合にはその通知をした日、法第6条第5項(みなし承認)の場合には、法第6条第2項の「代える日」の規定により、最初に到来する「代える日」の前日となります。

問36 郵送により提出された承認申請書の提出日については、国税通則法第22条の規定に基づき、郵便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとして取り扱われるのでしょうか。

【回答】

郵便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

【解説】

国税に関する法律に提出期限の定めがある書類については、国税通則法第22条及び平成18年国税庁告示第7号に基づき、郵便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

【申請者】

問37 保存義務者が国税関係帳簿に係る国税の納税者である場合及び納税者でない場合の、この法律における納税地等は具体的にどのように判定することになりますか。

【回答】

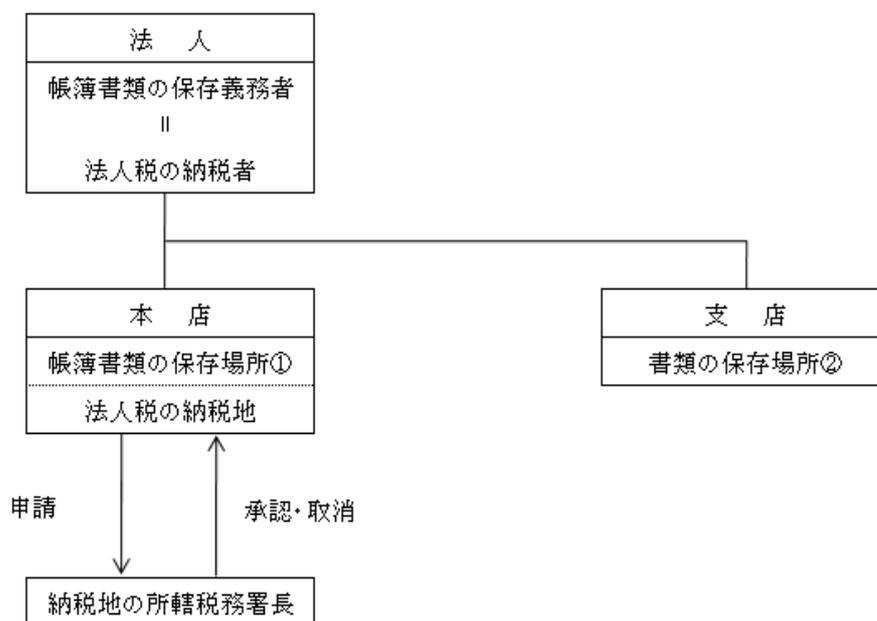
下図「帳簿書類の保存義務者・保存場所・納税者・納税地・納税地等の関係に係る類型」を参考としてください。

帳簿書類の保存義務者・保存場所・納税者・納税地・納税地等の関係に係る類型

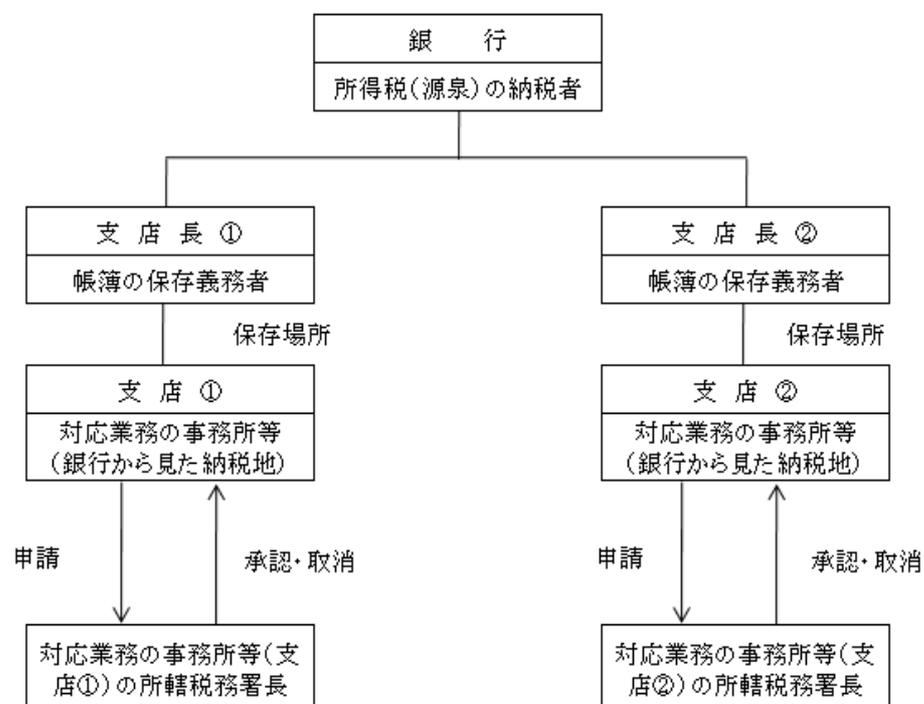
	区 分	保存義務者	保 存 場 所	納 税 者	納 税 地	対応業務の事務所	特例法の納税地等
1	法人が取引に関する事項を記載した帳簿 (法人税法 126)	法 人 (法法 126)	納 税 地 (一法人につき一箇所) (法規 59)	○ (法法 4)	法人の本店 (法法 16)	—	法人の本店 (法法 16)
	法人が取引に関して相手方に交付した領収書等の写し (法人税法 126)	法 人 (法法 126)	納税地又は事務所等 (法規 59)	○ (法法 4)	法人の本店 (法法 16)	—	法人の本店 (法法 16)
2	非課税貯蓄の限度額管理(障害者マル優)に関する帳簿 (所得税法令 48③)	金融機関の営業所等の長 (所令 48③)	金融機関の営業所等	× (金融機関が源泉徴収義務を負う) (所法 6)	— (金融機関の営業所等一金融機関から見た納税地) (所法 17)	金融機関の営業所等	金融機関の営業所等
3	酒類の製造に関する事実を記載した帳簿 (酒税法 46、同令 52①)	酒類製造者 (酒法 46)	納 税 地 (本社とは別に複数存在)	○ (酒法 6)	酒類製造場 (本社とは別に複数存在) (酒法 53)	—	酒類製造場 (本社とは別に複数存在) (酒法 53)
4	酒類の販売に関する事実を記載した帳簿 (酒税法 46、同令 52②)	酒類販売業者 (酒法 46)	酒類販売場 (本社とは別に複数存在)	×	—	酒類販売場 (本社とは別に複数存在)	酒類販売場 (本社とは別に複数存在)

(注) 「納税者」欄は、保存義務者が帳簿書類に係る国税の納税者であるかどうかである。

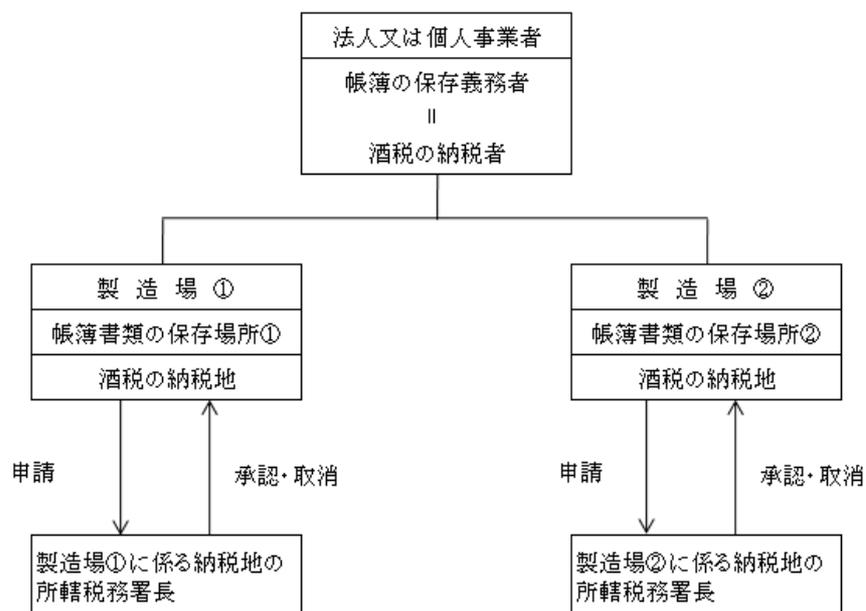
1 法人税法上の帳簿書類



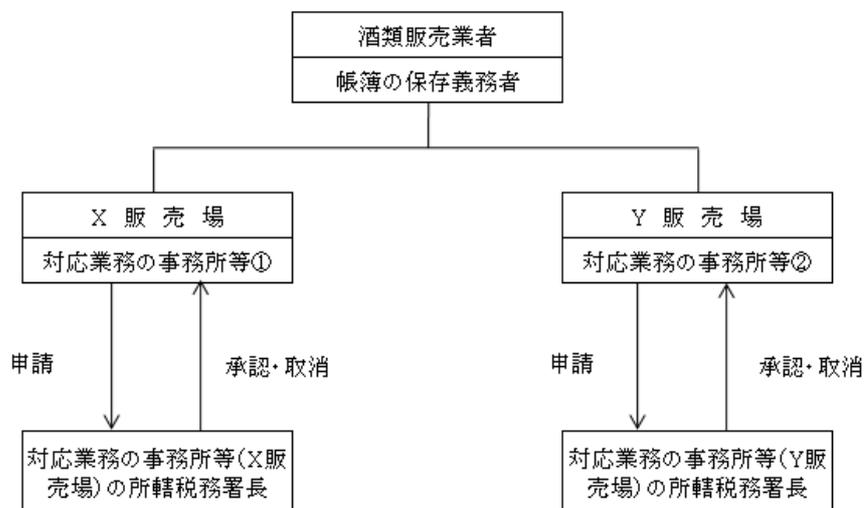
2 非課税貯蓄(障害者マル優)の限度額管理に関する帳簿



3 酒類の製造に関する事実を記載した帳簿



4 酒類の販売に関する事実を記載した帳簿



【申請方法】

問38 電磁的記録等による保存等の承認を受けようとする場合には、申請書の提出期限までに財務省令に定める要件を全て満たしていなければなりませんか。

【回答】

電磁的記録等による保存等を開始する日までに全ての要件を満たすことが可能であれば、申請書の提出期限までに全ての要件を満たしていなくても申請書を提出することができます。

【解説】

電磁的記録等による保存等の要件は、現実に電磁的記録等による保存等を行うに際して満たさなければならない要件とされていることから、申請書の提出時点においてこれを満たしていなければならないというのではなく、電磁的記録等による保存等を開始する日までに満たすことができれば問題はありません。

問39 複数の税目に係る国税関係帳簿を同時に申請する場合には、税目ごとに申請することとなりますか。

また、添付書類の提出部数はどうなりますか。

【回答】

二以上の国税関係帳簿について同時に法第4条第1項又は第5条第1項の承認を受けようとする場合には、それが同一の税目に係る帳簿かどうかにかかわらず、1枚の申請書に記載して申請することができます。また、一部の国税関係帳簿についての第4条第1項の承認に係る申請と、他の国税関係帳簿についての第5条第1項の承認に係る申請を1枚の申請書で行うこともできます。

なお、このことは国税関係書類の場合も同様ですが、国税関係帳簿と国税関係書類について同時に申請する場合には、申請書の様式が異なりますので、それぞれ所定の申請書により申請することとなります。

また、添付書類については、一の申請書に1部添付すればよい(申請者が国税局所管の場合や国税関係帳簿と国税関係書類を同時に申請する場合には、申請書は2部となりますが、その場合でも添付書類は1部でよい)こととされています。さらに、複数の申請書を便宜提出する場合も、全体で1部としてよいこととされています。

問40 事業部又は支店ごとに国税関係帳簿を作成している場合には、その一部の事業部又は支店で作成する国税関係帳簿についてのみ承認を受けることもできることとされていますが、支店を増設したときにおいて、承認を受けている帳簿に係る電子計算機処理システムを、増設した支店に拡大したような場合には、その支店について改めて承認を受ける必要がありますか。

【回答】

事業部又は支店ごとに国税関係帳簿を作成しているかどうかは、保存義務者の帳簿組織体系に即して判断することとなりますが、支店ごとの帳簿が既に承認を受けている本店の帳簿の一部を構成しているに過ぎず、当該増設した支店独自で帳簿を作成しているものではない場合には、改めて承認を受ける必要はありません。

【解説】

仕訳帳、総勘定元帳、売上帳、仕入帳などの国税関係帳簿を本店で作成するほか事業所等ごとに作成している場合には、事業所等ごとに作成しているそれぞれの国税関係帳簿ごとに承認を受けることができます(取扱通達4-2)。

したがって、事業所等を単位として承認を受けている場合において、その後、承認を受けていない事業所等で独自に作成している国税関係帳簿について電磁的記録等による保存等を行おうとするときには、改めて承認を受けなければならないこととなります。

また、増設した事業所等で独自に帳簿を作成し(本社等ではその事業所等の取引に係る記録を管理しない。)、これを電磁的記録等により保存等しようとする場合にも、承認を受けな

ければならないこととなります。

この場合において、事業所等ごとに国税関係帳簿を作成しているかどうかは、保存義務者の帳簿組織体系に即して判断することとなりますが、事業所等ごとの帳簿は、既に承認を受けている本店及び特定の事業所等の帳簿の一部を構成しているに過ぎず、当該増設した事業所等独自では帳簿を作成していない場合（例えば、増設した事業所等の端末機から入力したデータは本社の帳簿データとして管理され、それによって作成された帳簿を事業所等ごとに区分して各事業所等に配信するような電子計算機処理システムを採っている場合の事業所等ごとの帳簿）については、改めて承認を受ける必要はないこととなります。

問41 法人税に係る国税関係帳簿書類を本店のほか事業所ごとに作成、保存している場合、各事業所の長が各事業所の所在地の所轄税務署長に対して法第4条第2項等の承認申請を行うことができるのでしょうか。

【回答】

法人自体が、本店所在地の所轄税務署長に対して承認申請を行う必要があります。

【解説】

法人税に係る国税関係書類については、これを事業所の所在地に保存することも認められています（法人税法施行規則59①、同67②）が、①電子帳簿保存法では、承認申請の主体を保存義務者とし（法6）、また、その保存義務者を「国税に関する法律の規定により……保存をしなければならないこととされている者」と定義している（法2四）こと、一方、②法人税法では、法人税に係る国税関係帳簿書類の保存義務者を法人自体としていること（法人税法126①及び150の2①）から、各事業所の長は保存義務者には該当しません。

また、承認申請は、納税地等の所轄税務署長に対して行う必要があります（法4、5、6）、この場合の「納税地等」については、「保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者（国税通則法第2条第5号に規定する納税者をいう。）である場合には当該国税の納税地をいい……」と定義されています（法2五）。

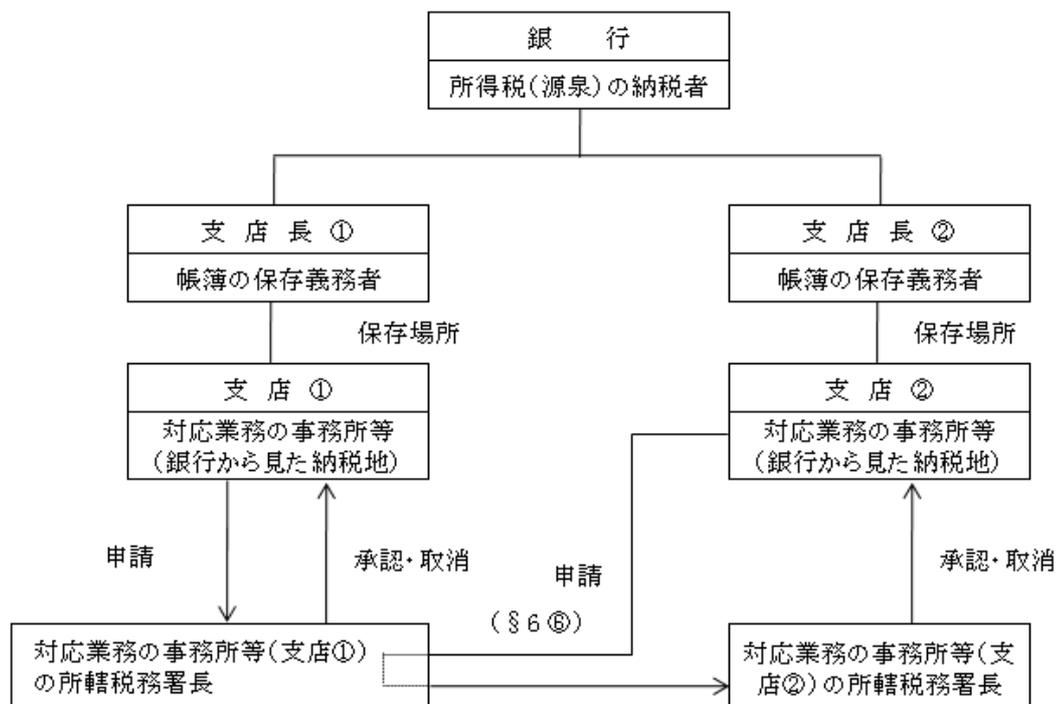
したがって、法人税に係る国税関係書類を各事業所に保存することとしている場合であっても、それに係る法第4条第2項等の承認を受けるための申請は、その法人自体が、その法人の法人税法上の納税地（本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に対して行う必要があります。

問42 法第6条第6項の規定により複数の申請書を一の税務署長に提出する場合に、添付書類は申請書の部数と同部数だけ提出しなければなりませんか。

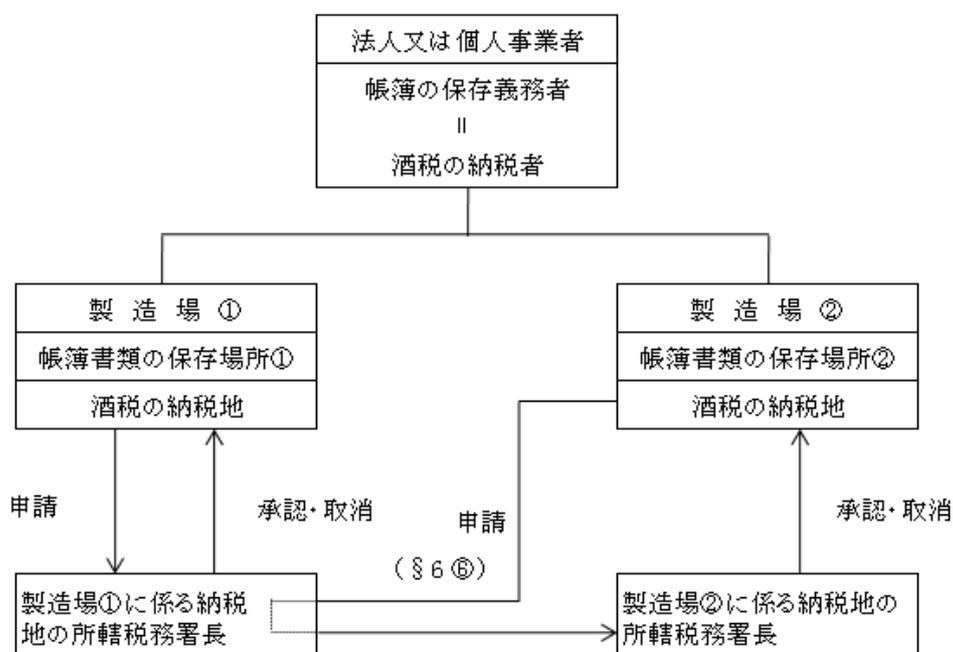
【回答】

添付すべき書類の内容が同一の場合には、1部だけ提出すればよいこととしています。

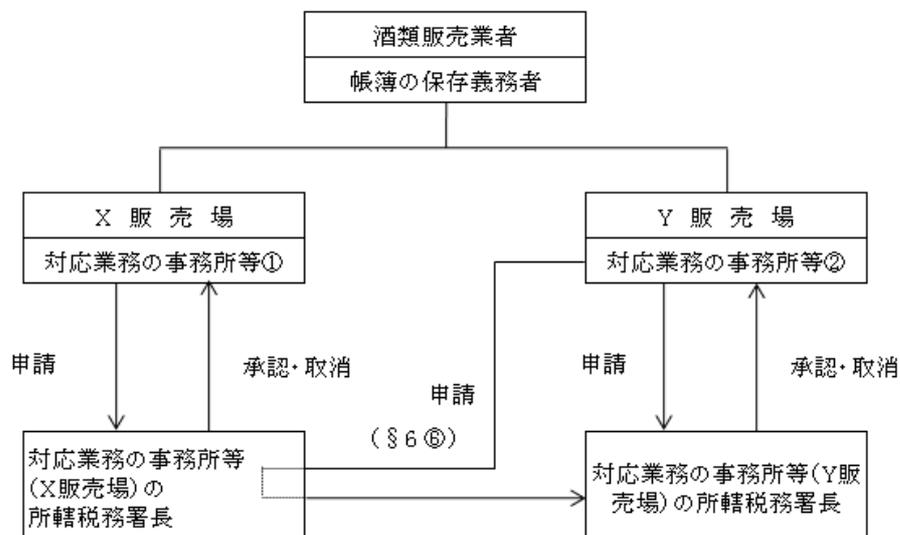
1 非課税貯蓄(障害者マル優)の限度額管理に関する帳簿



2 酒類の製造に関する事実を記載した帳簿



3 酒類の販売に関する事実を記載した帳簿



問43 金融機関や酒類製造者が、電子計算機処理を行っている自社の計算センターで各支店又は各製造場に係る申請書を一括して作成した場合、法第6条第6項の規定により、その申請書を当該計算センターの所在地の所轄税務署長を経由して提出することはできますか。

【回答】

各支店等の申請書を、計算センターの所在地を所轄する税務署長を経由して提出することはできません。

【解説】

法第6条第6項に規定する「相当の理由」があると認められる場合としては、一の納税者が複数の納税地等を有している場合において、そのいずれかの納税地等を所轄する税務署長を経由した場合に限られると解されます（取扱通達6-3）。このため、当該計算センターが保存義務者や保存場所となっている場合を除き、当該計算センターで各支店等の申請書を一括して作成している場合であっても、当該計算センターの所在地を所轄する税務署長を経由して提出することについては相当の理由があるとは認められません。

問44 法人の本店は、登記簿上はA市(代表者の自宅)にあるが実体はB市にある場合に、法人税に係る国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の申請書をB市を所轄する税務署長を経由して提出することはできますか。

【回答】

B市を所轄する税務署長を経由して提出することはできません。

【解説】

法人税に係る国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の申請書は、法人の実体が納税地に存するか否かにかかわらず、法人税の納税地を所轄する税務署長に提出することとなります。

法第6条第6項に規定する便宜提出は、一の納税者が複数の納税地等を有している場合を念頭においたものであり、一の納税者が複数の納税地を有していない場合には同項の規定の適用はありません。

問45 グループ法人である4社が、いずれも親会社が開発した電子計算機処理システムにより国税関係帳簿を作成している場合、これらの4社の申請書を親会社の申請書の提出と同時に親会社の納税地の所轄税務署長を経由して提出することができますか。

【回答】

子会社の申請書を、親会社の納税地の所轄税務署長を経由して提出することはできません。

【解説】

法第6条第6項に規定する便宜提出は、一の納税者が複数の納税地等を有している場合を念頭においたものであり、グループ会社のように各々が独立した納税者である場合には、同項に規定する「相当の理由」には該当しないと解されます。

問46 連結子法人3社が、いずれも連結親法人が開発したシステムにより国税関係帳簿書類の作成を行おうとする場合、これらの3社の申請書を連結親法人の申請と同時に連結親法人の納税地の所轄税務署長を経由して提出することができるのでしょうか。

【回答】

連結子法人の申請書を、連結親法人の申請書の提出と同時に連結親法人の納税地の所轄税務署長を経由して提出しても差し支えありません。

問47 仕訳帳及び総勘定元帳のほか現金出納帳などの補助記入帳、売掛金元帳などの補助元帳を作成している場合や、本店のほか事業部若しくは支店ごとにこれらの帳簿を作成している場合で、これらの帳簿の一部について承認を受けようとするときには、申請書の「帳簿書類の種類」はどのように記載するのでしょうか。

【回答】

例えば、「〇〇帳及び〇〇帳（本店及び△△支店分）」のように、帳簿の名称及びその作成部署が明らかとなるように記載することとなります。

【解説】

電磁的記録等による保存等の承認申請に当たっては、保存義務者は、「帳簿書類の種類」により承認を受けようとする国税関係帳簿書類の範囲を特定することとされています。

具体的には、法人税法の規定に基づき作成される仕訳帳、総勘定元帳（以下「主要簿」といいます。）のように、その作成等の根拠税法に、その具体的な名称が掲げられているものについては、その名称により記載し、また、酒税法第46条の規定に基づき作成される国税関係帳簿のように、その具体的な名称が掲げられていないものについては、その作成等の根拠税法の該当条項により、国税関係帳簿の範囲を記載することとなります。

この場合において、主要簿のほか、現金出納帳、売上帳、仕入帳などの補助記入帳、売掛金元帳、買掛金元帳などの補助元帳（以下「補助簿」といいます。）を作成している場合には、これらのそれぞれの主要簿及び補助簿の名称によりその範囲が明らかになるように記載します。また、本店のほか事業部又は事業所等（以下「事業所等」といいます。）において、主要簿又は補助簿を作成している場合で、一部の事業所等について承認を受けようとするときは、これらの帳簿の名称及びその作成部署が明らかとなるように記載することとなります。

問48 申請書に添付する「申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類」は、具体的にどの程度の内容を記載したものが必要となりますか。

【回答】

備付けを要する事務手続関係書類（規則3①三ニ）については、取扱通達4-11でこれに記載すべき事項が示されていますが、申請書の添付書類としての事務手続関係書類には、この備付けを要する事務手続関係書類に記載すべき事項のうち、入出力処理（記録事項の訂正又は削除及び追加をするための入出力処理を含みます。）の手順、日程及び担当部署などについて

の概要を記載する必要があります。

なお、電子計算機処理を他の者に委託している場合には、これらの書類に代えて委託契約書等の写しを添付する必要があります。

問 49 自社で使用する帳簿ソフト等について、電子帳簿保存法の要件を満たしているか分からないのですが、どのようにしたらよいですか。

【回答】

まずは当該ソフトウェアの取扱説明書等で電子帳簿保存法の要件を満たしているか確認してください。また、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「J I I M A」といいます。）において、市販のソフトウェアを対象に、電子帳簿保存法における要件適合性の確認（認証）を行っており、J I I M Aが確認（認証）したソフトウェアについては、そちらでも確認することができます。

【解説】

従前は、使用する帳簿ソフト等が電子帳簿保存法の要件に適合しているかについて、商品の表示等のみ頼っている状況でした。こうした状況を踏まえ、申請者の予見可能性を向上させる観点から、J I I M Aがソフトウェアの法的要件認証制度を開始しました。国税庁としてはこれを審査に活用することとし、また、承認申請の手続負担を軽減させる観点から、J I I M Aによる要件適合性の確認（「認証」）を受けたソフトウェアを利用する場合には、承認申請書の記載事項や添付書類を一部省略することを可能としました。

なお、電子帳簿保存法の保存等の要件には、事務手続関係書類の備付けに関する事項等、機能に関する事項以外の要件も満たす必要がありますので注意してください。

問 50 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会により認証されたソフトウェアとはどのようなものでしょうか。

【回答】

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「J I I M A」といいます。）が電子帳簿保存法に規定する機能要件に適合するか機能の仕様について取扱説明書等で確認を行い、法的要件を満たしていると判断し認証したソフトウェアをいいます。

また、認証を受けたソフトウェアは、J I I M Aのホームページに記載される認証製品一覧表に明示されるほか、当該ソフトウェアの説明書等に認証番号などが記載されています。

なお、認証を受けたソフトウェアは、以下に示す「認証ロゴ」を使用できることから、そのソフトウェアがJ I I M Aから認証されたものであるか否かについては、この認証ロゴによって判断することもできます。ただし、以下の「認証ロゴ」は令和元年6月現在で使用しているものを記載していますので、申請等に当たっては説明書等で認証番号などを確認していただくようお願いします。

(参考)

《認証ロゴ（令和元年6月現在使用されているもの）》



若しくは



又は



若しくは



認証ロゴを使用できる場所

認証製品の梱包材、製品マニュアル、技術マニュアル、仕様書 WEBページ 等

問 51 承認申請書（市販のソフトウェアのうち J I I M A の認証を受けているもの）についてはどのような場合に使用できますか。

【回答】

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「J I I M A」といいます。）が認証しているソフトウェアを使用する場合に当該申請書を使用することができます。

【解説】

法第6条第1項による申請を行おうとする場合において、J I I M A が実施している「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」により認証されたプログラム（ソフトウェア）を使用して電磁的に国税関係帳簿を作成・保存するときに、「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書（市販のソフトウェアのうち J I I M A の認証を受けているもの）」を使用することができます。

【承認の効力】

問52 有限会社から株式会社への組織変更を行う場合、有限会社が承認を受けていた電磁的記録等による保存等の承認の効力は株式会社に承継されますか。

【回答】

組織変更前の法人の承認の効力は、組織変更後の法人にそのまま引き継がれます。

【解説】

組織変更とは、会社の組織を変更して他の種類の会社とし、しかも会社の同一性をそのまま保持させることをいいますが、形式上は、組織変更前の会社については解散の登記を、組織変更後の会社は設立の登記を行うこととなります(会社法920)。

しかし、税法上は組織変更をした場合の会社の同一性に着目し、その解散又は設立はなかったものとして取り扱うこととしており、そのため、法人税の事業年度についても、当該法人の事業年度は、その組織変更によっては区分されず継続することとされています(法人税基本通達1-2-2参照)。

したがって、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等に係る承認についても同様に取り扱うこととなりますので、改めて承認申請を行う必要はありません。

問53 有限会社から株式会社への組織変更を機会に新たな国税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の承認申請をしようとする場合には、新設法人の場合の申請期限の特例の規定を適用することができますか。

【回答】

組織変更を機会に国税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の承認申請を行おうとする場合であっても、その期限については、法第6条第1項又は第2項のただし書の規定の適用はありません。

【解説】

組織変更を機会に新たな国税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の承認申請を行おうとする場合であっても、当該法人の事業年度がそのまま継続される以上、法第6条第1項又は第2項のただし書の適用はなく、事業年度の開始の日が国税関係帳簿の備付けを開始する日となりますので、事業年度の開始の日の3月前の日までに申請書を提出する必要があります。

問54 個人事業者がいわゆる法人成りした場合、個人事業者が承認を受けていた電磁的記録等による保存等の承認の効力は法人に承継されますか。

【回答】

個人事業者がいわゆる法人成りした場合には、個人がそれまでに受けていた承認の効力は法人に承継されないため、改めて承認を受ける必要があります。なお、その場合の申請期限については、法第6条第1項又は第2項のただし書の規定の適用があります。

【解説】

個人事業者がいわゆる法人成りした場合には、法人成りするまでの間の国税関係帳簿書類と法人設立後に新たに保存等することとなる国税関係帳簿書類は別のものであるため、法人の組織変更の場合のように承認の効力が継続することにはなりません。

したがって、法人成りした場合には、改めて法第6条第1項又は第2項の承認申請を行う必要がありますが、この場合の申請期限については、法第6条第1項又は第2項のただし書の規定の適用があります。

問55 当社（A社）は、B社を吸収合併し、合併以降はB社分の帳簿についてのみ電磁的記録により備付け・保存を行いたいと考えています。なお、B社は従前から電子帳簿保存の承認を受けていますが、当社は承認を受けておりません。合併以降の承認の効力についてはどうなりますか。

【回答】

被合併法人であるB社が受けた承認は、合併法人A社に引き継がれません（取扱通達6-4）。したがって、帳簿の備付けを開始する日の3月前の日までに承認申請書を提出する必要があります。

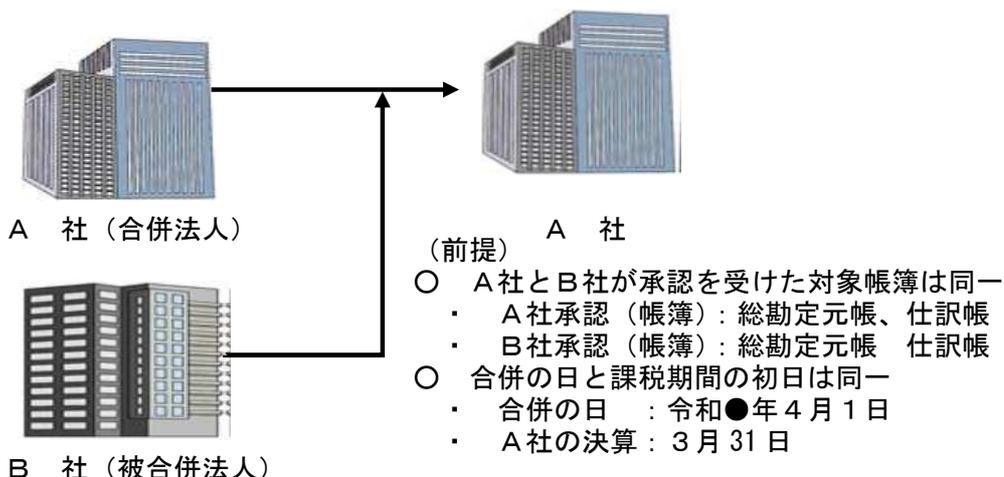
なお、帳簿の備付けを開始する日は、課税期間の初日をいいますので、課税期間の初日の3月前の日までに承認申請書を提出することになりますが、課税期間の途中で合併を行った場合、当該合併の日を含む課税期間末までは書面による保存が必要です。

おって、被合併法人が承認を受けていた国税関係帳簿書類については、保存期間が満了するまで、被合併法人が承認を受けていた保存の方法により保存することができます（取扱通達6-4注書き）。

【解説】

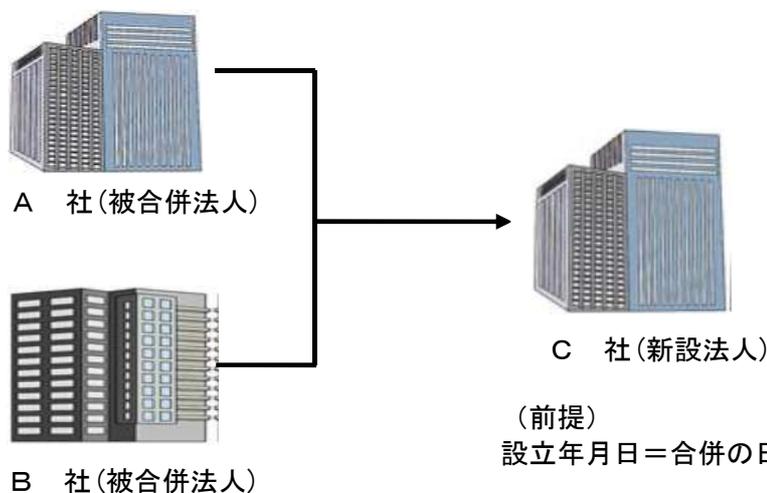
この他、合併法人等、被合併法人等それぞれの承認の有無、企業組織の再編成区分ごとの申請等の要否については、次のとおりです。

【吸収合併の場合】



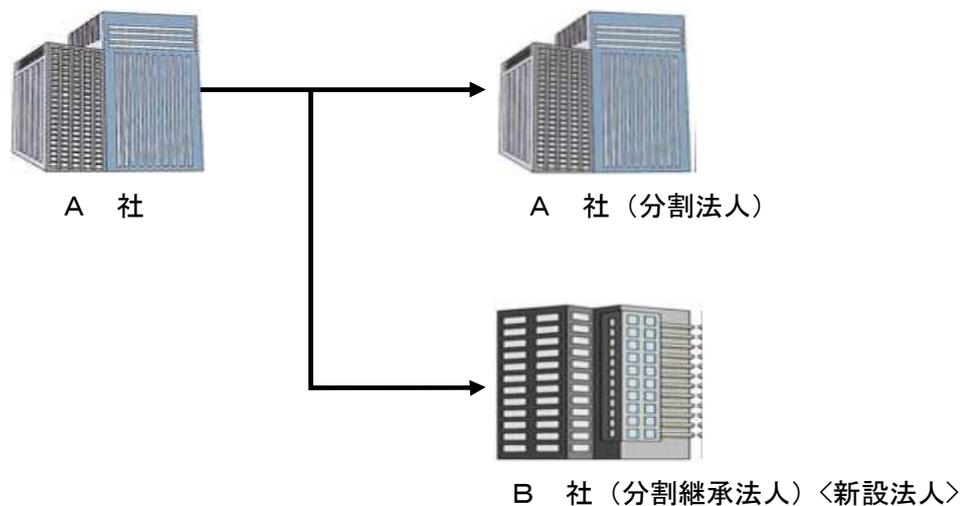
承認の有無	パターン	申請書等の要否
A社承認済 ・ B社承認済	被合併法人となるB社分の帳簿について、A社のシステムを使用して作成する場合	支店・事業所等が増設された場合と同様に扱い、改めて承認を受ける必要はありません。
	被合併法人となるB社分の帳簿について、B社のシステムを使用して作成する場合	A社システムとB社システムが併存することとなるので、A社においてシステム変更の届出書を合併の日(課税期間の初日)の前日までに提出する必要があります。
	A B両社の帳簿について、B社のシステムを使用して作成する場合	A社システムからB社システムに変更することとなるので、A社においてシステム変更の届出書を合併の日(課税期間の初日)の前日までに提出する必要があります。
A社承認済 ・ B社未承認	A社が承認を受けている帳簿名と同種のB社分の帳簿について、A社のシステムを使用して作成する場合	支店・事業所等が増設された場合と同様に扱い、改めて承認を受ける必要はありません。
	A社が承認を受けている帳簿名と同種のB社分の帳簿について、B社のシステムを使用して作成する場合	A社システムとB社システムが併存することとなるので、A社においてシステム変更の届出書を合併の日(課税期間の初日)の前日までに提出する必要があります。
	A社が承認を受けている帳簿について、B社のシステムを使用して作成する場合	A社システムからB社システムに変更することとなるので、A社においてシステム変更の届出書を合併の日(課税期間の初日)の前日までに提出する必要があります。
A社未承認 ・ B社承認済	A社がB社分の帳簿についてのみ電磁的記録により備付け・保存する場合	A社において、合併の日(課税期間の初日)の3月前の日までに承認申請書を提出する必要があります。

【新設合併の場合】



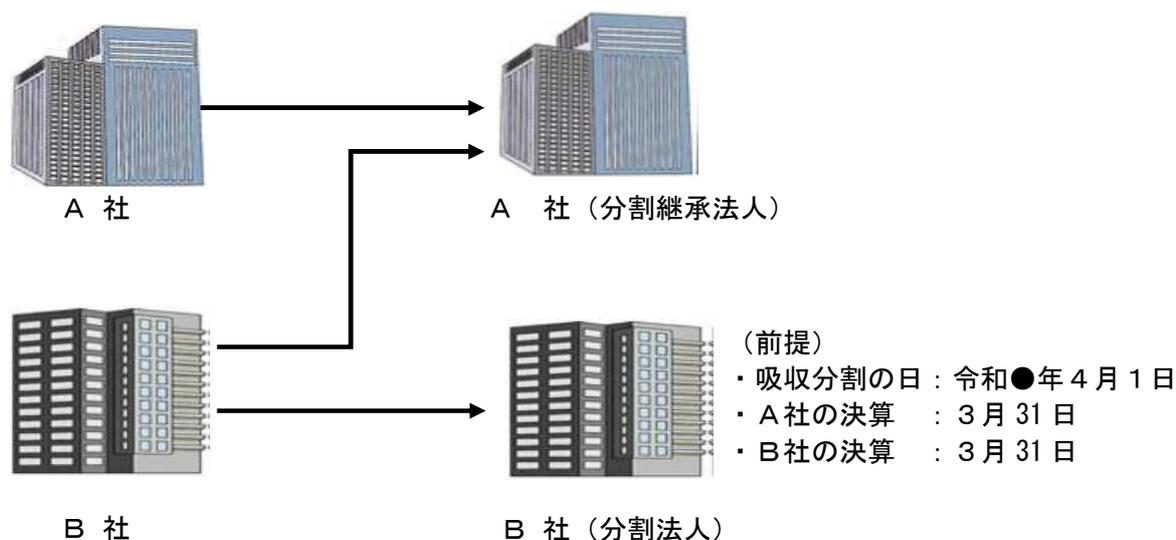
承認の有無	パターン	申請書等の要否
A 社承認済 ・ B 社承認済	被合併法人となる A 社分の帳簿を A 社のシステムを使用し、B 社分の帳簿を B 社のシステムを使用して作成する場合	いずれのパターンも A 社及び B 社が受けていた承認済の効力は C 社に継承されないことから、C 社において、新たに承認申請書を提出する必要があります。 その場合、設立の日（合併の日）から 6 月を経過するまでの間に備付け・保存を開始する帳簿であれば、設立の日以後 3 月を経過する日までに承認申請書を提出することができます。（法 6 ①）
	被合併法人となる A B 両社分の帳簿を A 社のシステムを使用して作成する場合	
	被合併法人となる A B 両社分の帳簿を B 社のシステムを使用して作成する場合	
	被合併法人となる A B 両社分の帳簿を新規開発のシステムを使用して作成する場合	

【新設分割の場合】



承認の有無	パターン	申請書等の要否
A社承認済	分割承継法人B社が、(旧) A社分の帳簿を電磁的記録により備付け・保存を行う場合	A社が受けていた承認済の効力はB社に継承されないことから、B社において、新たに承認申請書を提出する必要があります。 その場合、設立の日(新設分割の日)から6月を経過するまでの間に備付け・保存を開始する帳簿であれば、設立の日以後3月を経過する日までに承認申請書を提出することができます。(法6①)

【吸収分割の場合】



承認の有無	パターン	申請書等の要否
A社承認済 ・ B社承認済	B社から継承した事業に係る分の帳簿について、A社のシステムを使用して作成する場合	支店・事業所等が増設された場合と同様に扱い、改めて承認を受ける必要はありません。
	B社から継承した事業に係る分の帳簿について、B社のシステムを使用して作成する場合	A社システムとB社システムが併存することとなるので、A社においてシステム変更の届出書を合併の日（課税期間の初日）の前日までに提出する必要があります。
	A社分の帳簿及びB社から継承した事業に係る分の帳簿の両方について、B社のシステムを使用して作成する場合	A社システムからB社システムに変更することとなるので、A社においてシステム変更の届出書を合併の日（課税期間の初日）の前日までに提出する必要があります。
A社承認済 ・ B社未承認	A社が承認を受けている帳簿名と同種のB社から継承した事業に係る分の帳簿について、A社のシステムを使用して作成する場合	支店・事業所等が増設された場合と同様に扱い、改めて承認を受ける必要はありません。
	A社が承認を受けている帳簿名と同種のB社から継承した事業に係る分の帳簿について、B社のシステムを使用して作成する場合	A社システムとB社システムが併存することとなるので、A社においてシステム変更の届出書を合併の日（課税期間の初日）の前日までに提出する必要があります。
	A社が承認を受けている帳簿について、B社のシステムを使用して作成する場合	A社システムからB社システムに変更することとなるので、A社においてシステム変更の届出書を合併の日（課税期間の初日）の前日までに提出する必要があります。
A社未承認 ・ B社承認済	分割承継法人A社が、(旧) B社から継承した事業に係る分の帳簿についてのみ電磁的記録により備付け・保存を行う場合	B社が受けていた承認済の効力はA社に継承されないことから、A社において、吸収分割の日（課税期間の初日）の3月前の日までに承認申請書を提出する必要があります。

【変更・取りやめ】

問56 システム変更があった場合には、その程度のいかんを問わず、変更の届出書を提出しなければなりませんか。

【回答】

承認申請書や添付書類に記載した事項を変更する場合には、変更の届出書の提出が必要で、具体的には、承認の要件に係る次に掲げるような変更を行った場合が該当します。

イ 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の要件のうち、訂正又は削除の履歴の確保、帳簿間での相互関連性の確保及び検索機能の確保に係るシステムの変更

ロ 使用するシステムの全面的な変更（使用していた市販ソフトの変更を含みますが、いわゆる同一ソフトのバージョンアップは含みません。）

（注）承認済国税関係帳簿書類の種類・範囲を変更する場合は承認申請書を提出し、税務署長等の承認を受ける必要があります。

問57 取りやめの届出書は、電磁的記録等による保存等をやめようとする日の何日前までに提出しなければなりませんか。

【回答】

遅くとも、承認を受けている方法による保存等をやめようとする日までに提出しなければなりません。

【解説】

法第4条又は第5条の承認を受けている保存義務者が、その承認を受けている方法による保存等をやめようとする場合には、あらかじめ、規則第6条第1項に掲げる事項を記載した取りやめの届出書を提出しなければならないこととされています（法7①・9、規則6①）。

その場合の提出期限については、法令上、やめようとする日の何日前までに提出しなければならない旨の規定はありませんが、この規定が事前の届出を義務付けているものであることからすれば、遅くとも、やめようとする日までに提出しなければならないこととなります。

問58 取りやめの届出書を提出した場合、その取りやめの届出書を提出した日において保存等している電磁的記録等は、そのまま電磁的記録等により保存等することとしてもよいのでしょうか。

【回答】

取りやめの届出書を提出した場合、その取りやめの届出書の提出があった日において保存等していた電磁的記録等は、書面（紙）に出力して保存等をする必要があります（取扱通達7-1）。

【解説】

法第7条第1項では、取りやめの届出書の提出があった日以後は、その届出書に係る国税関係帳簿書類については、その承認は、その効力を失うものとされています。この結果、その届出書に係る国税関係帳簿書類については、届出書の提出があった日以後の新たな記録分について書面（紙）で保存等をしなければならなくなるほか、同日において保存等をしている電磁的記録についても、書面（紙）に出力して、保存期間が満了するまで保存等をする必要があります。

IV 電子取引

問59 取引の相手先からタイムスタンプが付与された電子取引の取引データが送信されてきた場合、当該電子取引の取引データを保存するためには、受信側において何を行う必要がありますか。

【回答】

受信側においては、電子取引データの保存に当たり、次のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① タイムスタンプを付すとともに、当該取引データの保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと（規則8①一）。
- ② 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行うこと（規則8①二）。

また、電子取引データの保存の際には、規則第3条第1項第3号（関係書類の備付け）、同項第4号（見読性の確保）及び同項第5号（検索機能の確保）に規定する要件についても満たす必要があります。

【解説】

電子取引データの保存要件の一つであるタイムスタンプについては、規則第8条第1項第1号において、「取引データの授受後遅滞なく…タイムスタンプを付すとともに、当該取引データの保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」と規定されていることから、タイムスタンプが付与された電子取引データが送信されてきたとしても、受信側において取引データの授受後にタイムスタンプを付すとともに、当該取引データの保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこととなります。

なお、規則第8条第1項第2号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めている場合には、受信側において規則第8条第1項第1号に規定する措置を行う必要はありません。

問60 電子取引の取引データの保存について、当該電子データをそのまま保存する方法と電子データを出力した書面を保存する方法との混在は認められますか。

【回答】

規則性及び継続性なく保存方法が混在することは認められません。

【解説】

法第10条に規定する電子取引の取引データの保存方法については、①電子データをそのまま保存する方法、②電子データを出力した書面を保存する方法及び③電子データをCOMに出力して保存する方法との3通りの方法があり、これらの方法は保存義務者の任意により自由に選択することが可能となっています。

しかしながら、規則第8条第1項においては、「…国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間…」と規定されており、所得税法及び法人税法において、書類は整理して保存しなければならないことと規定されていることから、原則としてこれら3通りの方法を混在して保存することは認められません。

ただし、支店や事業所ごと、取引の相手先ごとなど、スキャナ保存の場合の申請可能な単位のように、明確に区分整理が可能となる単位で同一の保存方法を行っている場合には、3通り又は2通りの方法に区分して保存することは差し支えありません。

また、全ての電子取引について取引データをそのまま保存する方法を行っている保存義務者が、ある一定の時期から書面に出力して保存する方法等に変更し、その後においては、変更後の方法により保存しているなど、継続した方法によっては、同一課税期間内に複数の保存方法が採用されていても差し支えありません。

問61 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、規則第8条第1項第2号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めて運用する措置を行うことを考えていますが、具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。

【回答】

規則第8条第1項第2号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」は、当該規程によって電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保する観点から必要な措置として要件とされたものです。

この規程については、どこまで整備すればデータ改ざん等の不正を防ぐことができるのかについて、事業規模等を踏まえて個々に検討する必要がありますが、必要となる事項を定めた規程としては、例えば、次のようなものが考えられます。

なお、規程に沿った運用を行うに当たっては、業務ソフトに内蔵されたワークフロー機能で運用することとしても差し支えありません。

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第10条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 取引の相手方とのメールによる送受信
- 三 その他電磁的方式による取引の相手方との取引情報の授受

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報
- 七 ▲▲

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 〇〇部△△課 課長 XXXX
- 二 処理責任者 〇〇部△△課 係長 XXXX

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合

は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
- 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

問 62 当社は、電子取引の取引情報の保存サービスの提供を受け、同サービス利用者同士の電子取引の取引情報については、同サービスにおいて保存されます。同サービス利用者は、同サービス提供者と契約し、同サービスの利用規約に定めるデータ訂正等の防止に関する条項にのっとりデータの訂正削除を行うこととなります。

このようにサービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する方法についても、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められますか。

【回答】

共通のサービス利用者間の電子取引において、サービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する場合についても、規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められます。

【解説】

規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」について、取扱通達 10-2 は、(1)「自らの規程のみによって防止する場合」と(2)「取引相手との契約によって防止する場合」を例示していますが、質問に係る保存サービスの契約自体は、サービス提供者と利用者が行うものであり、サービス利用者同士がデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行わない限り、取扱通達 10-2(2)には該当しません。

しかしながら、規則第 8 条第 1 項第 2 号が規程を要件としているのは、当該規程によって電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保することを目的としたものであり、この真実性を確保する手段については、必ずしも、取扱通達 10-2(1)と(2)には限られません。

質問のケースにおいて、サービス利用者間にデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約がなくても、同サービス利用者それぞれが、データ訂正等の防止に関する条項を含む契約をサービス提供者と行っていれば、同サービス利用者間で共通のデータ訂正等の防止に関する手続が担保されることとなります。このようにサービス提供者との契約によって防止する方法についても、規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められます。

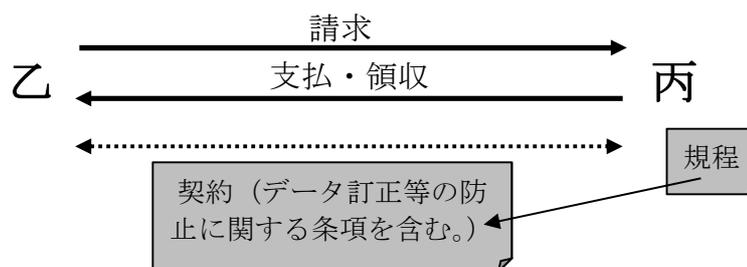
この場合、各利用者が定める規程には、取扱通達 10-2(2)に準じて①～③の内容を含むことが考えられます。

- ① サービス提供者とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
- ② 事前に上記契約を行うこと。
- ③ 電子取引の種類を問わないこと。

また、具体的な規程の例としては「電子取引の種類を問わず、電子取引を行う場合には、事前に、サービス提供相手とデータの訂正等を行わないことに関する具体的な条項を含んだ契約を締結すること。」等の条項を含む規程が考えられます。

なお、質問のケースにおいても、データ訂正等の防止に関する条項について、保存サービスの利用規約を引用する形で電子取引の取引相手と個別に契約を行うことも可能です（この場合、取扱通達 10-2(2)「取引相手との契約によって防止する場合」に該当することになります。）。

1 取扱通達 10-2(2)の関係図



2 本照会に係る関係図

